

平成24年3月15日(木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育長	坂本勝
教育次長	金子富太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第4号

平成24年3月15日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成24年3月15日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

どうも皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従って会議を進めますので、どうかよろしく申し上げます。

諸般の報告をします。

遅刻等の報告を致します。

葬儀のため、矢野昭三君から遅刻の届け出が、藤本岩義君から会議中一時退席の届け出が提出されましたので、報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

明神照男君。

10番（明神照男君）

議長のお許しをいただきましたもので、町長と教育長に5点について質問致します。

ようちらでは八州大乱れという言葉使うがですけれど、テレビ見たら新潟の上越市かね、雪で、あれ目の前で家がバリバリ壊れよるが見たらたまったもんじゃない思うがですけれど、その去年の東北の地震の後始末も十分にできてない。それから、国じゃその消費税をどうのうこうの。ここへ来て、台湾の招待の問題とか、ほんまにどうなるかやおかぐらいに思うがですけれど、まあ、あれから見たらまっと自分の方が良識の封じゃないやおかいうように自分思うがですけれど。

まあ、そういうとこで、第1点の震災とまちづくりについて質問致します。

この庁舎の高台移転、南海地震による津波。そういうとこで、私も移転は賛成です。ただ、スケン谷でという問題はどうかという、自分は個人的には思いを持っておるがです。町長に、分かり切ったことですが、その津波。地震の後は、まあ津波が来ると。津波も今までにないような、自分らが聞いておるようなもんじゃないというようなことで高台への移転が出てきたと思うがです。その地震の起きた津波の規模、それを町長は町長として予測をされておると思いますが、その予測をした根拠と申しますか、をお聞きし。

ほんで、それと、まあこちらにも何かスケン谷の近くに池があるというようなことを自分、図面で見ただけですけど、うちらにも、佐賀の方にも10メートルぐらいの高さのとこぐらいじゃないか思うがです。オクラの池という池があるがです。ほんで、うちらも野田の坂を越えたいという話があって、簡単ではないですけど、その池のボーリングしたら、過去のそういう地震による津波の結果。まあ、どこまで来ておったか、そこまで来ちようかどうか。ここの大方やったらそういうことも分かるがやないろうかいうことで、ここへ質問としてボーリングの考えはないかと。

それから、同じまちづくり2点目が、庁舎移転に伴うまちづくり。これも12月にも聞いてもろうたようなことですが、東北の津波による被害の跡見たら、ほんまにこれがどうなるろうか思うような。結局、今自分らがこうやって見よる範囲の家が全然なくなっておるというようなあれを見ると、自分はもう高台への移転。庁舎だけやなしに、高台への町そのものの移転いうことを今は考えないかんときやないろうかと。そうやなか

ったら、あの三陸の、まあ石巻もそうですけれど、あの南三陸町。大体、あそこは元は志津川町言いよったところですけど、志津川とか歌津とか、それで気仙沼も含めて、陸前高田、大槌というようなあれが起きると自分思うちよる。そのために、今自分らがやらないかんことというように思うもんで、まあ移転とともに、このまちづくりを町長はどういうようにお考えか。

それから、その3点目。これは、まあ庁舎移転になると造成の問題等も出てきて、聞くところによると、この高校なんかの土地の造成をしたときじゃないかと思うがですけど、そのことによって何か浮津の方、まあ海の汚染いいますかね、そんな問題も出てきたいことちょっと耳にしたのですが。まあ、そういうあれで。

ほんで、その高台の移転とともに、佐賀にはこの大方と違くて、そういう適当な高台がないわけで。それで、まあ話聞くとによると、あの高規格道路の残土で埋立てとかね、工事をやるということ。ほんで、そのときの土砂による汚水とか、水の汚れの対策。そういうことを、どういう取り組みをするのかという点でお聞き致します。

1 回目の質問終わります。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは明神議員の一般質問、震災とまちづくりについてのご質問にお答えしたいと思います。

3問ありますけれども、私の方は3つの中の1問目ということでよろしくお願ひしたいと思います。

役場の庁舎の高台移転計画でございますけれども、津波予測とその根拠はどのご質問ですが。まあ現在のところ、まだ確たる根拠はございません。国、県の想定高の発表待ちというのが現実でございますけれども、マスコミ報道による県下の各市町村の状況等を考えまして想定高を勘案しているところでございます。現在のところ、まあ20メートルくらいかなというのが県下の市町村の状況であろうというふうに思っております。

計画値はですね議員もご承知のとおりですけれども、山と谷が入り組んだ地形で、航空写真による図面上の高さなわけですが、図測で最高48メートルの所もあります。図測による計画では、計画している国道の付近を22メートル程度で想定を致しまして、まあ1パーセントから2パーセントのこう配で、おか向いてのこう配をつけるというような計画をしております、それでも土量が相当余るのではないだろうかということが考えられます。

それで、想定高がもっと高くなるということになりましたら、また、その対応に基づいた造成もできるというようなことですね、今の所がベターじゃないかなというふうに思っております。

それから、池の問題が出ましたけれども。黒潮町にはですね、ため池と言われる部分が23あります。そのうち、まあ池の大きさになるわけですが、ゼロから1,000立米、ため池の量です。1,000立米までが6つの池。それから、1,000から1万の部分が10カ所。1万以上が7カ所ございます。

それで、町内の池をボーリングしてということでございましたが。町内の池をですね、まあすべてではないんですが、築堤年月日を調べてみますと、昭和の20年ごろまで。昭和に入ってからですね、まあ20年までというようなことが多いですので、多分、心配されております大きな津波は経験してないんじゃないかなと、池の方が。そういう思いがありまして、池のボーリングはせずにですね、まあ国、県の方で想定高が間もなく発表されるというような状況がありますので、それを待ちたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、私の方からは1番目の質問の2つ目についてお答えさせていただきます。

今後、庁舎移転と併せて入野駅周辺の開発を計画しており、24年度当初予算にも関連予算を計上させていただいているところでございます。この事業につきましては、大方地区の中心地でもあり、かつ広範なエリアを想定しておりますので、専門家のご意見も取り入れられるよう、単なる設計委託ということではなく、企画提案型のプロポーザル方式とさせていただいております。今議会終了後、2日間で企画提案を受けることとしており、今議会でお示しできる段階にはないというのが現状でございます。

また、これまでのまちづくり検討委員会や中心市街地活性化計画策定においていただいたご意見等も参考にさせていただきながら、商業機能の集積や利便性等を基軸にした協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

また、防災という観点からは、指摘のとおり居住地の高台への政策誘導が望ましいと考えますが、こちらにつきましては、ある一定長期的のスパンで考えなくてはならないものでございます。現段階では、今後のまちづくり、あるいは高台への政策誘導の選択の余地を残しながら、まずは喫緊の課題となっております避難道、避難場所の整備を優先させていただきたいと考えております。

また、高速道路工事による残土で宅地造成をということでございますけれども。現在、国土交通省と連携をして、高規格道路の残土処理場の整備を進めているところでございますが、こちらのキャパが50万立米となっております。国土交通省の試算では、24年度に事業化が決定された窪川佐賀道路全線における残土処理が、工区内の調整と併せて全量可能となっております。

また、宅地といった性格上、できるだけ切り土が。開発工事全体では切り盛りで調整することが望ましいと考えられ、高速道路工事による残土にこだわる必要はないと考えております。現段階では佐賀地区に宅地造成計画を持っているわけではございませんが、前段申し上げたような理由から、検討する必要は十分あると、そのように認識しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、1番の震災とまちづくり、カッコ3番の残土処理による汚水問題が懸念される。環境汚染対策を聞くについてのご質問にお答え致します。

現在、黒潮町が管理しております残土処理場におきまして、汚水問題が懸念されます場所としましては特に把握はしておりません。把握はしておりませんが、今後、一般国道56号片坂バイパス工事等に伴い発生します掘削土の処理場として計画しております旧佐賀町の最終処分場跡地への工事につきましては、国土交通省と十分調整を行い、環境汚染が起きないように細心の注意を払って施工してまいりたいと考えております。当該土地につきましては、議員ご承知のとおり、一般廃棄物最終処分場として昭和56年4月1日に開設されまして、平成15年3月31日にて閉鎖となっております。

残土処理場の計画に際しましては、高知県知事に対して一般廃棄物最終処分場廃止確認申請が必要となりまして、平成20年度、21年度の2年間にかけましてモニタリング調査を行いました。内容としましては、地下水の調査、地下の温度、ガスの調査等を行っております。で、廃止基準との照査の結果、環境基準内容すべてにおいて適応しているデータを得まして、平成22年4月1日に高知県知事より廃止確認を受け、同年7月30

日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に規定します指定区域となっております。当該指定区域において土地の形質の変更等を行う場合には、盛り土等する場合ですね。生活環境の保全上の支障が生じないよう事前に高知県知事への届け出が必要となっておりますので、過日、変更届出書を提出の上、平成24年2月の9日に受理をされております。つきましては、今後も定期的に現場を調査しまして、関係担当課とも十分連携の上、残土処理場付近と流末の海岸付近にて水質調査等を行い、環境汚染が起きないように既設の残土処理場も含めまして、未然防止に努めてまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

(明神議員から「スケン谷の造成による」との発言あり)

(議長から「答弁漏れですか」との発言あり)

(明神議員から「よる、その汚水の問題は別に考えてない」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

スケン谷の汚水の問題ですが、通告書にはございませんでしたけれどもお答えしたいと思います。

まあ造成をしていく中で一番の問題が、やっぱり雨水の処理というのはですね大変重要な問題でして、これは十分対策をしていくということで考えておりますが、汚染という部分につきましては、ボーリングを6カ所くらい計画をしております、その中で対応していきたいと。

それから、表面に見えた部分で、もしそういう危険性があるということになったら、またその対策をしていきたいというふうに思っております。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

この2、3日前かね、高知新聞へも出ちよったことで、自分も地区の協議会とかでも聞いてもろうたことやっただけんど、国から出てくる、県から出てくるいうても、あの人ら出しても責任持ってくれるがやないがやきね、津波の高さ。ほんで自分は毎度もう、やっばうちの町で。町長、これくらいの津波が来ると。ほんで自分、参考にするのは悪いことやないと思うがです。まあ、いろいろな考え方があって。ほんで自分は12月にも、記録として30メートル以上のあれが来ちよるいう記録があるもんで、それをひとつの目安にして考えないかんがやないかということ聞いてもろうたことですが。

まあ、これはそれぞれの考え方の違いがあって、現実次に地震があつて津波が来たときに、場合によつたら10メートルで終わるかも分からん。場合によつたら30メートル以上になってくるかも分からん。結果が出てこんど分からんことですき、どうのこうの言うてもいけませんけど。自分、そういうことで何を基準にして、どういうあれでいうことを質問したわけです。

それから、池のボーリングの場合。これも、そう簡単なことやないし。先ほど課長のお話のように、これも自分、大方のことは分かりませんけど、うちの場合は自分もそこまでは調べたわけやないですけど、昔からあこには池があつたということで質問したことでしたけれど。まあ、はい分かりました、やりますいう問題やないもんで、一応参考としてとめておいてください。

それで、汚水の問題。自分、先にも聞いてもろうたように、こちら大方地区では浮津の海にそういう問題が出てきたいいうのは、自分どうせここの造成やっただがやないかと思うがです。今、学校らあ建てちよつとこのね、その工事をしたときの水が流れちよつとじゃないかなと思うたことですけど。

それと佐賀の場合は、まあ課長が先ほどいろいろ県のあれとか知事のあれとかいう説明があつて、ルール、法的にはそういうことになつちようかとも思うがですけど、現実には佐賀の場合はあそこで、今のごみを焼きよつたこのときも。それから、旅館、ホテルというかね、宿泊のあの山三荘のときなんか。まあ別に自分、漁師の権利をどうのこうのじゃないですけど、組合にも相談、話があつて。汚水が流れるということで、どうする。かまんろうか、どうかというような協議を組合でしたこともあつたがです。

それから、その前の問題にしても。ほんで、あれも漁協の中で、自分は直接にタッチしちようわけやないですきにやりとりは分かりませんけど、そういう経過は経て、一応やったことで。ほんで、そういう心配がないかどうかということで質問したわけです。それで、その先ほどの津波の高さも高野の記者が。別に記者が書いたき、どうか何とかいうがやないですけど、やっぱり南国の方、あっちの方でも今行政がその津波の高さをどうか。ほんで今、答弁にもあつたように、国が、県が。けど、そんなことじゃいかんがやないかよと。自分らは自分らで、自分の土地やきに自分らでこればあの高さを。それを、基準を持ちよかないかんがやないかよというような記事が、まあ皆さんも読んだ、目にしたがやないか思うけど、たまたま出ちよつたもので、ああ、自分が思いようこととおんなじようなことを思う人もおるがよと思うたことでしたけど。

まあ、この問題はね、それぞれの考え方があつて、震災。震災そのものが自然のもんやき、どんなもんが来るか分からんことに対して自分はこう思う、いや、わしはこう思うというような話になりますきに、もうこれ以上あれしませんけど。分かりました。

まあ要は、自分は、繰り返しますけど、うちの町にとってね、自分は今、高台への移転。これ、そう簡単なことやない。簡単なことやないき、なかなかできんこと。できんことやき、今がチャンスやと自分思うがです、これは。それをやっておれば。まあ、こんなこと言うたらまた理屈になりますけど、避難道、避難道言うけど、本来は避難せんでもかまんとこにいうことが一番大事で。

ほんで、まあ私事になりますけどね、自分はね、たまたまこの前も会長のひと、昔の議会の関係の。うちにも船の船員の皆さん、従業員の方、地震があつて津波が来たら、もううちいかんこと分かちよつたが、おまんとこにええとこがあつたらよ、避難場所を自分構えないかん思うちよつたが。ほいたら、明神さん、ええとこがあるきよ、話しようかねいうようなことでしたけどよ。それは、自分はうちの問題として。来ることも分かちよるがやきよ。分かちよつたが、その取り組みをしちよらんいうのはね、責任ある者の怠慢やと自分思うて。ほんで、うちはうちなりに、うちの会社は会社なりに取り組んじよかないかんいう思いを持っておるもんで質問したわけですけど、分かりました。

2点目のTPPについて質問致します。

これ、高知県の町村会および議長会でTPP反対の意見書を中央へ提出したいのを新聞記事で自分見て。ほんで、よく言われるように、反対なら反対でかまんと。ほしたらどうするがぜよと。どういうお考え。反対した後でどういうお考えを持っておるがぜよということで町長に。

反対の後、ほいたらうちの町はどうするということについての質問です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

2点目のTPPにつきましては、これまで基本認識を繰り返し申し上げてきたところでございます。今回の質問では今後ということでございますので、まあ、それに従って答弁させていただきます。

若干、通告書の解釈に認識の相違がございました。若干ずれるかと思っておりますけれども、まずは通告書に基づいて答弁させていただきます。

現在、TPP 拡大交渉に参加すべく、関係各国との調整を行っているのは議員ご承知のところでございます。しかしながら、まだ参加決定という段階ではございませんので、当然これまでどおり申し上げてまいりましたように、基本認識の下、反対の声を挙げていく姿勢は変わりません。

それからまた、TPP 反対にして今後ということでございますけれども、それにつきましては、TPP に参加しないということであれば現行体制でいくということでございますので、これまで進めてきた取り組み、あるいは今後予定している取り組みを今一層充実させていくと、そういったことでございます。

その上で、なお、TPP への参加決定ということになりますと、さまざまな分野で影響が出てこようかと思っております。これは産業から医療、保健、投資と多岐にわたるものでございますけれども、今回は TPP が議論される時によく話題に上る農業を例にさせて答弁させていただきます。

経済連携協定ということは、基本的には商圏拡大とライバルの参入であり、それらが同一のルールにのっとって行われるということでございます。当町の農業にとりましても、その大小は別として輸出促進が図られる、あるいは、その機会が与えられるということであり、当然、利益追求のためには有利販売が行われなければなりません。当町の農業の基幹作物はコメを除き生鮮野菜であり、輸出には若干不向きであると思われ、当然、加工が必要になってくるかと思いますが、これまで以上に一層取り組んでいかなければならないと考えております。

また、拡大された市場での価格形成の主導権を握るためには、ロットと商品クオリティーが重要となってまいります。将来的な市場育成を考えますと、まあ参加国の中でも経済レベルがわが国よりも低位に位置する国を対象とする必要があらうかと思っております。現在の国産農産物のクオリティーを考えますと、対象国においても差別化を図り、価格形成の主導権は十分握れると考えております。

商社が先導する現在の農産物の輸入の現状を考えますと、今後、輸出促進を想定すると、短期的には市場調達で商社が介するといったことにならうかと思っております。ロットのそろいやすい系統出荷は、その強みを生かさなければなりません。また、町としての振興策となりますと、これまでの国内の販売体制の流れからは若干逆流する感がございますけれども、短期的には産地化、団地化の推進策が求められることにならうかと思っております。

また、引き続き、相当のシェアが予想されます国内消費や、増える安価な輸入作物につきましては、当然、低価格競争が想定されるところでございます。特に、先進国の農産物につきましては非常に差別化が図りにくく、また食品表示がどうなるかも、この TPP 交渉で決定されるわけでございますから、比較総論として国内野菜は安全であると、そういった意識醸成に取り組んでいかなければならないと考えます。

現在、町で進めております環境保全型農業の推進や、登録農薬制度の遵守。あるいは、情報発信による PR にも力を入れていかなければなりません。また、経営強化のためには国の税政対応も必要であると、そのように考えております。農業1つ取りましても、このようにさまざまな対応策、あるいは振興策が求められるわけでございますけれども、実際のところ参加ということになれば、内国民待遇、あるいは非関税障壁といった観点から、国内の産業保護政策がどのへんまで許容されるか。これについては、現段階では判断できないといったところでございます。

これまで締結された各 EPA においてこのような問題が出てこなかったのは、いずれの EPA においても関税撤廃の対象から除外した品目は9,000にも上るそうでございます。その中に、わが国にとりまして最もセンシティブな品目、重要品目とされるコメをはじめとする農産物を中心に、約450品目が含まれておりました。これまでの EPA と違い、ある一定の猶予期間は設けるとされてはおりますが、基本的には原則全品目の関税撤廃ということでございますから、今後、全く初めての影響が各分野で出てくることとなります。情報収集に努めな

がら注視をしてまいりたいと考えております。

なお、TPP という広範な視点でのご質問でございますので、十分な答弁と言えないかと思っております。再質問でご指摘をいただければと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

ねえ、この問題。それこそこの前に、前、幡多支社におった大野さん、記者ね、高知でご飯食べるちょっと機会があつて。明神さん、おまん反対やお言うきよ。あて分からん言う。ええやら悪いやら分からんもんいうて。

ただ、1 つ言えることは、自分は食糧の問題は必ず出てくると思う。そうなったときに、やっぱ食糧の生産いうと、農業か漁業、田舎やないといかん。今まで国の政策が戦後の復興の中で、一時は食糧の問題が一番大事やったけれど。あるところからは、なんちゃ食糧は、食べるものは外国から買うたらええという政策の中でやってきたことやき、ええ悪いじゃ言えん問題があるにしても、自分は必ずそこ行くと思うと。

そうなったときに初めて、やっぱ一次産業の農業、漁業が大事やねいうことを分かってもらえると思うきに。ほんで自分は、入りたいいうがやったら入ってもよかろうと。嫌言うがやったら入らんでもよかろうと。ただ、その代わり、繰り返しますけど、そうしたらこうするぜよというものを持たんずつに、損や得やとかよ。入ったら損や、入ったら得やいうようなね、自分は問題やないと思うがです。この問題は、自分は。

先ほど町長がおっしゃったように、答弁されたように、いろいろな問題が出てきて考えられることです。考えられることですけど、まあ自分はよ、要は根本的な問題がどこにあるか。それに対して、ほいたら自分らが、まあ漁師はほいたらどうしようと、百姓さんはどうしようと、田舎の町はどうしようという問題やないかと自分思うがです。そういうことで、まあ町長に一応。

自分その町村会、それから議長会が反対しようことどうのこの言うがやない。それぞれの立場での結論、結果やきにね。ほんで、それはそれとしてもよ。けど、元の問題を考えざったらよ、ただ、今、目の前へ起きちょう問題でどうのこの言える問題じゃないと自分は思うちょうが。というのは、これは最終的には食糧にかかわってくる問題やと自分は思うきにいうことで、まあどうする。町長のお考え。

ほんで、これもなかなか結論が出る問題やないということも自分も、初めにも言わしてもらおうたように分からん。分からんけど、まあ自分はそういうように思うちょります。そういうことで自分何回も言わしてもらおうようにね、そういうことを、まあ田舎も、それから国会らでも言いよるけどよ。自分に言わしてもらおうたらね、田舎で反対反対いうて、今からの農業が漁業がやれんなるいうて。けど自分思うがやき。駄目になるとか、やれんなるいうことが言えるのは、今元気でいる人が駄目になる。今元気でやりよる人が具合が悪いなるいうがなら分かります。けど、今の日本のよ、田舎。都市と田舎で考えたら、もう都市が元気なかどうか分かりませんが、田舎は病人みたいなもんやきね。産業別で言うたらよ、一次産業は今病人やと自分思うちょう。一般論で言うたら。その病人が悪いなるしよ、元気な人が言うてこそ分かるけど、病人が悪いなるいうたち、まあ病気が病気で悪いなる、重くなるいう理屈にはなる、考えられますけど。そこの問題をよ、自分は考えないかんがやないかと。

ほんで、自分ら個人は個人で、民間は民間で自分で考えないかん。体を元気にすることを。ほんで、その基になるのは、これも自分、前からも言わしてもらいようように、食糧はどうするぜよと、食べるもんはどうするぜよということを自分らはもっとね大きい声で言わしてもらおうてもかまんし。それから、ある面ではね、自分言わないかん義務があるというように自分思うがです。食糧生産さしてもらいよういうことで。いうような

ことで、まあ TPP についても町長はどういうお考えですかと、これからの問題に対してね、いうことで。はい。

そういうことで、町長、今言わしてもらいたよね、自分は今、自分ら一次産業が考えないかん問題。まあ考えよう人もおと思うがです。取り組まないかん問題。そのことはね、今言うように、あれをしてくれとか、これ。まあ何回もこれも言わしてもらおうことで、自分らも油がどんどんどん高うなりよう、これじゃやっ
ていけんけん油を何とかしとうせとかよ、魚が安いきに何とかしとうせいようなこと。もう自分ね、そんなことばっかししか今まで言うてきちよらん思う。けど、そんなこと言うたち、これも何回も聞いてもらうように、油もみんなが高い油使いよう。魚が安い魚が安い言うたち、デフレで安うても売れんとき。そんなときにそんなこと言うたちね、誰っちゃあ、自分あっさり言うがです、聞いてもらえんいうて。

ほんで今、自分らが言わないかんことは何ぜよということで、自分は今言うように、食べるもん食糧はどうするぜよということを自分らは言わないかんいう義務があるいうように自分は思うちよるがですけど。

その点については、町長はどのようにお考えですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し、食糧という視点から答弁さしていただきたいと思います。

明神議員が言われるように、この TPP の圏域にわたる食糧問題というのは必ず出てまいります。その基本的な構造がどうなっているのか。まず、この TPP の基本構造でございますけれども。

まず、この TPP の推進に当たって基本的な認識でございますのは、APEC（エイペック）21 カ国、このすべてが参加する FTAAP（エフタープ）と呼ばれるアジア太平洋自由貿易圏、この構想が根底にあるわけでございます。ここで一つの商圈、通商圏をつくりましょうと。その中で、一気に 21 カ国に拡大をすることが難しいので、現在進めているチャンネルの中でどれかを選んで、それを基軸に拡大さしていきましょうという 1 つが TPP でございます。

これ以外にも日本が進めているのには、ASEAN+3（アセアンプラススリー）、あるいは+6（プラスシックス）といった枠組みがありますが、こちらにはアメリカが入っておりません。そういった中で、今あるチャンネルの中で、アメリカが最初から。最初からといいますか、最初は 4 カ国でのスタートでございましたけれども、この拡大交渉の初期段階から参加できるのは、この TPP の枠組みしかないということでございます。結局のところ、アメリカの国家戦略、こちら左右されていると、そのように私は認識をしております。

そして、私たちが歴史上でいい前例があろうかと思っております。まず、この食糧問題でございますけれども、国内の総生産能力を維持していくというのは、これは産業保護政策、あるいは国家の安全保障としても非常に重要な政策の 1 つであると思っております。しかしながら、ほんとに国土に農地の少ないこのわが国にとりましては、それ以外の食糧安全保障政策も打っていかなければならないという、これもまた事実でございます。ならば、国内の総生産能力の維持以外にどういった手があるか、これがやはり産業界で言われるサプライチェーン、いわゆる産業界で生産地をさまざまな所に分散するわけでございますけれど、ここが駄目やったらあこへ、あこが駄目やったらここへということでございます。そういったネットワークでの安全保障を確保するというところでございます。これが、いい前例となっているのがシーレーン、いわゆるオイルの調達経路。こちらの確保に、今、外交防衛を注いでいると、こういったことからもお分かりになろうかと思えます。

そして、この広域の通商圏ができるということの利点がもう 1 つございます。それは、単に商圈が広がる、市場改革ができるということだけではなく、歴史上でございました EEC、あるいは、それから EC、EU へと発展していったヨーロッパの共同体、こちらでございます。こちらは通商の交渉の段階でさまざまな協議が行われ

るわけでございます。これは必然的に、綿密に連携を取ることになってまいります。そうなりますと外交防衛、あるいは食糧問題についても、非常に広域でサプライチェーンを持ちながら安全保障が成立すると、そういったことになろうかと思っております。この TPP も、それがなければやる意味は全くないと思っております。また、それができるとしても、現段階では反対を表明させていただいているところでございます。

今後、食糧問題ははどうなっていくかということでございます。先ほど申し上げましたように、商圏の拡大、市場の改革につきましては、わが国よりも低位の経済レベルの国を対象とすべきである。これはもう経済学者は恐らく一致している結論であると思っております。市場改革も急がなければならない。あるいは差別化を図って、有利販売をしなければならない。そうなりますと、当然そういったことになろうかと思えます。

しかしながら、現在、拡大交渉に参加を表明している国々を見ますと、ほとんどが農産国でございます。特例もございすけれど、ブルネイ、シンガポールあたりは若干例外になろうかと思えますが、そういった所からのさまざまな輸入促進が図られるということでございます。そうなったときに、わが国の国内の総生産能力はどうなるか。食糧問題の基本は、人が生きていくために得なければならない食糧を確保できるかどうかということが基本的なところであろうかと思えますが、それについては心配ないというのが現在の私の結論でございます。

ただし、その調達手段が、国内調達手段の相手先が、国内資本であるのか、外国資本であるのかは別でございます。人間として生きていくための食糧は確保できると。どういった枠組みになっても確保できるというのが、現在、私が持っている見識の中で判断させていただいた結果でございます。

それから、もう 1 つ。この広域での貿易交渉。基本的に TPP もさまざまな分野ございますが、24 分野で 21 の部会をつくって、今さまざまな擦り合わせをやっております。この国際的な交渉の姿といいますか、これまでの。そういったのは、しょせんわが国はこういったものの関税撤廃の用意がありますよというオファーと。そして、あなた方は何を関税撤廃してほしいですか、どの品目について関税撤廃をしてほしいですかというリクエストが相当数繰り返されて、国益を主張しながら妥結を見いだすというのがこれまでの貿易交渉でございます。しかしながら、今回の TPP は、それらの貿易交渉がこれまでの前例にないような交渉になってまいります。

前段申し上げましたように、基本的には例外品目を設けず、すべての品目について関税撤廃ということでございますから、もう全く一つの商圏。日本の国土を拡大する。あるいは、それは参加国、どこの国にとっても同じようなことが言えようかと思えます。そういった中で利点があるとなれば、前段申し上げた、1 つは安全保障、食糧を基軸、あるいは外交防衛を基軸とする安全保障の体制が確立できるということ。しかしながら、国内産業は相当な改革を求められる、あるいは変革を求められるようになってまいります。

併せて、私ども市町村、この自治体でも同じでございます。政府、あるいは行政の公共調達。こちらにつきましても、TPP の交渉メニューの中に載っております。基準枠を超える事業については、何パーセント以上は外資にも出さない、そういった基準を設けられますと、私どもの今の体制で本当にそれが対応可能なのかなど。そういった問題もさまざま出てくるわけでございます。

しかしながら、元に戻りますけれども食糧問題、そういったことにつきましては、少なくとも生きていくための食糧は手に入れることはできる。この TPP の枠組みでも手に入れることはできるということでございます。ただし、不確定要素は、それが調達先が国内資本であるのか、外国資本であるのか。あるいは価格がどうか。これは、実際のところ始まってみないと分からないというのが、現在の段階での私の結論でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番 (明神照男君)

はい、分かりました。

いや、自分は初めによ、自分ええやら悪いやら自分には分からんいうてお断りさしてもらうちょう。自分言わしてもら、お聞きしたあれはよね、今、町長が長い間いろいろ説明していただいた、そのとおりのやと思うがです。そのとおりのやと思うがやけど、これはあくまでも個人個人の考え方であってよね。自分はね、今、日本で言うたらよ、昭和20年から殺し合い、武器を持った戦争はないがです。けど、今は武器は持たん殺し合いをやりようがやきね、これは。と、自分は思うちょう。

が、今自分らがこうやっておれることも、腹いっぱいご飯が食べれるきのことでよ。けど自分はね、こんなこといつまでも続かんと思うちょう。そうなったときに、自分の質問の本質は、生きるためには何が大事ぜよと。そのためにはどうせないかんやおかねというが自分の考え方で。ほんで、まあ質問さしてもらうたわけですが。

まあ、この問題も今言うようにね、ただ1つね、自分、東京でも消費者にあっさり言わしてもら。皆さんね、もうおいしいもんとかね、新鮮なものを取ってきてくれということ言わんとってください言う。私らはね、百姓さんも一緒。今日のもんより明日のもんが悪いもんでもかまんいうてやりよる者は一人もおらん言う。みんな一生懸命やって、その結果がどうにもならんってきたがやき。このままやったら、これからも皆さんがおいしい魚、新鮮な魚いうことを要求されるとね、自分らそれに応えないかん。応えよったら、もう漁業そのものがやれんなりますいうて。そうなったときに、自分らね、漁師、百姓さん、田舎は構いませんいうて。田舎やったらね、生きるための食べ物は何とかなる。

しかし、都市で直接、食糧の生産手段持ってない多くの人が、町長も今も言われたこと。今までのようによ、外国がね、食糧売ってくれんなったらどうなるろうかねえいうて。もう現実に、その問題が起きてきよるがですきね。そりゃね、今言うように腹の張っちゃうときはみんなええ話する。けど、これを食べなよ、明日が生きれんなったときにはよ、そんな話はすっ飛んでしまいがやきね。ほんで、みんなが悲惨な、現実に目の前で殺したり殺されたり、そんなことは嫌や嫌やいう戦争がのうならんがは、自分そこやと思うがです。生きるため。ほんで、そのための食糧。

そのための食糧について、自分、まあ先にちょっと聞いてもらうたように、自分はそう考えちょうと。ほんで、町長はどういうお考えですかいう質問さしてもらうたことでしたけれど。まあ、そのご答弁はご答弁で分かりました。今言うように、自分はこの問題も、ただTPPであれしちょうけど、最終的には生きるための問題やと。ほんで、その生きるための手段、いろいろな取り組みの中で、最終的には食糧やないかと。自分、食糧やと思うちょう。ほんで、先にも聞いてもらうたように、早うTPPやりたい言う人がおったらやったらええいうて。反対する人がやらんでもかまんいうて。やろうがやるまいが、このままやったら食糧の問題は必ず出てくるきと自分は思うちよりますいうて、この間もその大野さんによ聞いてもらうたことでしたけど、分かりました。

そしたら、3点目に行きます。

食糧と資源保護の問題で。先々月になりました、もう1月やきね。まあ、うちで食と漁。これ自分、よう覚えてないですけど、漁やったつろうか、魚やないかと思うけど。のカツオシンポジウム、ありがたいことでしたけど。

これへも自分ね、書かしてもらうちょうように、もうカツオ終わりです、このままやったら。と、自分思うちよります。第一、取る魚が来んってきたがやきね、これは。例年やったらね。例年ち、7、8年ぐらい前までやったらね、うちの船らが1月、2月に出る。そしたら、佐賀のコギの人らがね、今日もたいちゃ鳥がええ。

漁師は鳥の形をしなり言うがです。しなりをして上へ飛びようというて。ありゃ下にカツオかトンボかが行きようねいう話から自分らの漁が始まりよった。4、5年前、もうそんな話全然ない。ないどころやない、沖へよう行かんってきようがやきね、これは。そういう問題。ほんでその自分、資源の問題。

ほんで、この問題も、自分はそれこそ昨日やったか、使われん言葉の一覧表もろうたけんどよね。何とかの一つ覚えいばあ言わしてもろうてよね。ほんで国にも、ここへも書かしてもろうちようように、まず県へ。そしたら、県行て言うたらね、もう明神さん、おまん来るたんびにその話ばっかする。もう耳にたこができてろいうて。国のねルールやきね、なんぼ県に言うてもろうてもね、どうにもならんいうきよ。それも分かりますいうて。これも、ここでも、佐賀でも言わしてもろうた。けんどね、自分ら漁師がなんぼ言うてもね、そうやねいう話にならん。けんど部長さん、おまんらね、言葉は悪いけんど同じ釜の飯食べようにいうて。やっぱ人間ね、同じ釜の飯食べよう者に言われたらね、いかん言いとうてもいかん言えん部分があるきよ、そういうことを言うてもらいたいいうて。ほんで自分、町でも同じことを、ここでも何回も言わしてもろうたと思うがです。

国へ行たらよ、そりゃ漁業者はみんなの問題やき、自分らでやりなさいいうて。自分らでやれやれいうて、そう、自分らの問題やき自分らでやらないかん。けんどよ、国の基本になつちようねルールがよ、取った者勝ちのがやきね、これは。自分はそれを改正せんことにはよ、まずコストが落とせん、これは。人よりようけ取る。これ、一次産業の悲しいことね。人よりいいもん、人よりようけ作るいうたらね、人よりコスト掛けないかんきね、一般論としたら。コスト掛けんと、人よりよけ生産するいうことできんがですき。まあ農業の問題はともかく、漁業はそういう仕組みの中やきにね。ほんで、人よりコスト掛ける。

それから現実問題としてよ、取っていったら値段が下がることが分かちようけんど、人より取ってこざたら、その日が残れんきよ。いう仕組みの中を今までずうっとやってきて、もうどうにもならんってきた。ほんで、自分はそれを覚えてもらいたい。ほんで、まあ自分ら5年になったか、取りあえず総量規制のよ5万トン近海はやろういうことでやらしてもろうた。すったもんだすったもんだ、やたら自分らだけ損や、損ぜよいうて。けんど、自分ら損や損や言いもってやらざったきよね、どうにもならんってきようにいうて。いうようなことで。

ほんで、この自分ね、シンポ、これについてもよ、ありがたいこの催しやと思うがです。ただ、まあ自分が感じたことは、取ってから後の話ばっか。どうやたら値段ように売れるとかね、それも悪いことじゃないと自分思うがです。けんど、現実に漁業の場合はよ、取る前の問題が出てきちよる。ほんで、今年も自分、宮崎の東さんがね、初めて経営にかんする問題を提起されて。自分、初めてやいうて、こういう会で自分お聞きするのは。そこから。

それから、その前の問題いうように自分は思うちようもんで。ほんで町長に、このカツオシンポの、カツオ学会のこれからの取り組みを。市場からおかの問題も大切やけんど、市場へ揚がるまで。いや、その話も全然ないわけじゃないです。資源の問題はちょっと出るきね。けんど具体的によ、まあ自分に言わしてもろうたら、提案いうか。ほんで、まあ結論言わしてもらおうと、自分ね日本学会のね、これ今までみたいに取った者勝ちの法律じゃいかんねと。現実に資源がどんどんないなって、取る魚がおらんってきよるがやき。いうようなことについての取り組みをお願いしたいというふうな思いで、ここに町長に問いますというあれを出さしてもろうちよるがです。

それから2点目が、この同じような話になりますけんど、漁業そのものが自分言うまでもない、オイルショック、200カイリの問題。高知で言うたらマグロが駄目になってきた。それまで1,000億以上の水揚げがあったがよね、今500億。今まで7つの海や世界の海は、自分ら漁師のもんや、おらのもんや思いよって取り行

きよったががもう取らしてもらえなくなった、当然のことよ。そこで自分はね、別に自分らにも責任がある。県の責任とか行政の責任とかいうことじゃないですけど、自分は少のうてもあの時点で、高知の漁業の転換を自分はせないかざったがやないかと思うがです。これは後からやき、どんなことでも言えることです。

そういう問題が、まあマグロほどじゃないにしても、現実にカツオ漁業にも出てきよる。そうしたときに、そのマグロとおんなじね、まあ19トンの隻数はともかく、遠洋船は150、60隻おったのが、もう高知の関係では10隻ぐらいですきね、今残っちゃうのは。カツオも自分らで100隻足らずやったがが、もう20隻足らず。おんなしような道を進みよるきよ。

ほんで自分言う、先にの話やないけど。なんちゃ自分らがね、やれんなることはかまんぜよと。けど、食糧の生産につながる仕事やきよ、どうやって残れるような取り組み。ないかも分からん。ないかも分からんけど、このままやったらもう駄目になることは分かっちゃうがやきよ。

いうことで、うちの町として、行政として取り組みがあるろうか、ないろうか。あるとしたら、どんな取り組みがあるかというこの質問です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

明神議員のご質問にお答え致します。

通告書に基づき、カツオ資源について答弁させていただきます。なお、カツオ資源につきましては明神議員は専門家でございますので、答弁に誤り等がございましたら、後ほどご指摘いただければと思います。

資源を客観的に分析するときに2つの視点があるかと思っております。1つは、現在の資源レベルであり、そしてもう1つは、その資源の推移でございます。これらは通常、最大持続生産量、いわゆるMSYと言われる数値でございます。それから、もう1つ。単位努力量当たりの漁獲量、いわゆるCPUEと言われる数値でございます。こちらで表されようかと思っております。いずれも不確定要素はございますが、大枠でとらえることはできようかと思っております。

まず、第6回WCPFC科学委員会に提出された資料によりますと、MSYを用いた表では、最大持続生産量を達成するための漁獲死亡率に対しての漁獲死亡率。いわゆる最大持続生産量を達成するためには、これだけ資源量がないといきませんよと言われるのに対して、現在の資源量はどうかであるのか。まあ、そういった数値。

それからまた、最大持続生産量を達成するための資源量に対して現在の資源量。そして、漁獲死亡率につきましては漁獲圧、そういったことでございます。

前者は漁獲圧の増加、後者は資源レベルの低下を表しておりますけれども、そのときの当委員会では、これまでの認識にある一定前進が見られたとはいえ、あくまでも漁獲努力量の増加に監視が必要であるとの結論付けに過ぎません。現段階においては、漁獲圧は過剰漁獲になっておらず、資源量も乱獲状態にはなっていないとされてしまいました。つまり、現在の漁獲量は、資源の再生産能力の範囲にあるが、これ以上の漁獲の伸びには注意すべきということに過ぎません。

しかしながら、当委員会で示された日本の釣り漁船。こちらのCPUEは明らかに低下しており、ここからは若干私見になりますけれども、個人的にはMSYを達成するための資源量の設定の加減。こちらが低いのか、まあ全体的に低いのではないかと考えております。

これら各種指標が示す資源の悪化に対して、どのような取り組みが考えられるかでございますが。まずは、総量規制が考えられ、これにつきましては、近年の貝巻き大型船の漁獲の著しい伸びを考えますと、直ちに造船規制は行うべきであると考えております。また、水産庁は時期尚早であるとの見解でございますけれども、

明神議員が平素から言っておられるカツオへの漁獲量の上限設定。また、漁法ごとの TAC（タック）の導入も積極的に検討すべきであると考えております。これらは調整に相当の時間を要すると思われましても、現在延期となっております WCPFC の年次会合では、少なくとも 2012 年から 2014 年までの今資源管理組織間において、何らかの漁獲規制措置を講じる決定を行うべきであると考えております。この旨は、全国大会の表明でも意見さしていただきました。

また、先般のカツオシンポジウムでも指摘がありました小型の個体。特に、未産卵の幼少個体の漁獲についても何らかの規制と監視が必要であると考えております。

以上、申し上げてまいりましたが、カツオ学会という枠組みで合意形成を図り活動するには非常に困難が伴い、また相当な時間を要することは、さまざまなチャンネルでご参加いただいております明神議員でございます。また、カツオ資源問題検討会にも出席されておりますので、私よりも実感されていることと思います。

カツオ学会でも問題提起は当然さしていただきますけれども、それ以外の枠組み、あるいはチャンネルでも、しっかりとした意見、あるいは活動をしてまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

それでは答弁させていただきます。

明神議員の 2 番目の質問に答弁させていただきます。

カツオ資源の急激な減少が叫ばれ、とりわけ赤道水域での巻き網漁船の増加に伴う漁獲能力の増大等により、日本近海への回遊が少なくなっていると言われております。平成 21 年度、日本のカツオの水揚げの状況を見ますと、巻き網が 20 万トン。一本釣り、これは遠洋、近海、沿岸、ひき縄ですが、これが 7 万トン。計 27 万トンとなっております。

中身を見ますと、巻き網が対 11 年に比ばまして 1.3 倍の増です。その巻き網の中でも近海、遠洋とありまして、近海の方は伸びてませんけど、遠洋の方が伸びております。一本釣りは対 11 年度比を見ますと、約 50 パーセントの減となっております。

また、日本と関係の深い水域であります中部太平洋を管理する国際機関である中西部太平洋まぐろ類委員会、WCPFC ですが。そこによりますと、資源の水準は高位であると言われており、資源の動向については減少となっております。

資源の解決ですが。この資源問題の解決は前から言っておりますとおり、漁獲の制限が最も効果的ではないかと考えております。

町としても、この資源の持続的な利用を確保し、カツオ漁業の経営の維持安定を図るため、業界や関係の県、市町村とも連携して、国に対して全国レベルの要望活動を実施していきたいと考えております。また、本町の漁業の主体を成しているカツオ漁業の振興を図るため、施設の整備、カツオ関連事業、金融対策、情報収集などを引き続き行っていきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

町長のご答弁、今の課長のご答弁ね。

ほんで自分は、要は、先にも聞いてもろうたようにね、もう取ることを規制する方にせざったらよ、ITQ に

せざったらね、もうコスト落とせんきね。これも前も聞いてもらうたようにね、今自分ら、6割、7割の無駄な油使いがです。人より先取らないかん。

ほんで、まあこれもおかしい話になりますけどね、自分が10ノットで操業しようよいうて、まあ自分は5年前から自分らの会でも言うたら、みんながそんがじゃ商売にならん言うき、商売ならんぜよいうて。けど、このままで自分らやりよって、いつまでやれると思ういうて。そしたら、10万、12万なってよね、現実に機械よう回わさんなってきた。あの、みんなが休んでやったとき。そんなあれでね。

ほんで自分はよ、今のお二人のあれで、課長の言うあれにもあったように。それから町長の、資源、結果として。国はよ、こう言う、資源はね。いうのはね、取ってきた量を見てのことやきね。国の担当者らがよ、漁場行てね、ああ、あこにも群れがおる、ここにも群れがおるいうて見てのことやないがやき。けど、漁師の目からいうたら。現実に漁師やのうても、おかにおつても、もう土佐沖へ魚が来んこと分かつちようことよ。ほんで、もう元で取りだしたがやきよ。

ほんでね、自分が言うとな、なんぼでも。ほんで、先にの話とおんなじこと。自分ら釣りがやっても、網が取るきなんちゃならん。日本が規制しても外国が取るきなんちゃならんいうて、中央では言うわけよ。ほんで自分は言う、なんちゃならんぜよいうて、このままやったら。けど、やれるもんがやってよ、それをやりよらん人に、わしらもやりよるきよ、おまんらもやらないかんがやないかよいう形に持っていかなあよ。現実に、もう日本、釣りと網とね。ほんで自分、これも言うがです。大体、釣りはね、みんなが網がいかん網がいかん言うけど、自分言う、網がいかん言うてもね、網はないとね、なんぼ釣りが頑張つてもね、自分らのね動物性タンパク源提供できんがぜよいうて。網にもやってもらわないかん。ただ、今みたいに取りたいだけ取るようなことじゃいかんがやきよいうて自分言わしてもらうが。

ほんで、まず日本がやって、それを外国にね。外国ね、聞かんがが当たり前で、目の前におるがやき外国は。それを、目の前におるき取つたらええ思うて、取りようがをやめとうせ、我慢しとうせいうがやきよ。こちらがね、相当な腹くくつてやらざつたらね聞いてくれんいうて自分あっさり言うが。おまんら、じき網のこと悪いこと言うけどよ。網が悪い網が悪い言うけど、自分らは釣りはどこ行て取つてもかまんがぜよいうて。1年中取れるがぜよいうて。網の人らは漁場も規制されちよう。時期も、いつからいつまでは取つたらいかんいう中でやりよう。それをね、取るばつかのことを振り回してね、自分らがなんちゃせんとな文句言うたち、あては聞いてもらえん思ういうてよ。そういう問題のがです。

ほんで、そのためには、まあこれもあれじゃきですけどね。要はよ、自分ね、先にの問題と一緒に。TPPの。要は、食糧を資源としてよ考えないかんとかへ来ちよう思う、これは。そのためには取つた者勝ち、取れるき取るじゃいかんいうこと。

ほんで、これも先に聞いてもらうた話とまたおんなじ結論。自分の思いでは結論のあるがですけどね。まず日本がね、ITQのよ、法に持っていかざつたらよ。もう現実にアメリカの調査機関が言うまでもないけど、ある時期のあれからいうたら、もう9割も魚は減ちようがやないかと。その自分らが利用できるあれはね、いう問題も出てきちようがですし。それからもうね、魚の餌がおらんなりようがやきね、海に、これは。いう問題。

ほんで、自分は今言う。おんなじことの話になりますけど、町の取り組みも。先ほど町長もちよつとお話ありました。自分、町長の水産関係のね、市町村の会合での発言も見せてもらいました。その中でね、なかなか言いにくいことやとは思いますがですけどよ。第一、水産庁も自分が言うようなことはやらんがやきね。それから系統もよ、全漁連さんから始まってよ、ITQはいかん言うがですきね、基本的に。そんな中で言わないかんことを。ほんで、恐らく町村会のね、市町村会の皆さんもよ、なかなか言いにくいことやと思う。けど、

それを言わざったらね、自分はいかんときになってきたと思うがです。いうことで。

ほんで、課長のあれも、いろいろな対策ね。もうね、それはそれでありがたいことですけど、元の問題をよ。ほんで、自分はこれも佐賀のときからも言わしてもらいようけんどね、土佐湾にね大型の魚礁をやって、もう海遊魚をね当てにしたちいかんがやきね。来んなってきた。ほんで、底の魚を、底魚を。ほいたら県も言う。魚礁のあれやりよりますいうて。3年前から調査しだしたかね。もうそんなね、まどろこしい言うたらいかんけど、もうそんなときやないと思うがです。自分はこの土佐湾によね大型の魚礁をよ、やって。まず、底の魚をよ増やすこと。確かに、沿岸はやりよります。けんど、何十年も沿岸やって、どんどんどんんは良うならん。良うならんいうことは、部分的にはあれが取れた、これが取れたということもありますけんどね。けんど、もうそんなあれやないなってきたと思うもんでね。

ほんで、自分は町にしてもよ、県にね、その土佐湾に大型の魚礁の設置。これも何回も言わしてもらいように、国がやりよる事業。それをどうやって利用するかどうかやきね、これは。そこまで踏み込んで取り組むかどうかいうことを、まあお願い。自分漁師としてね、小釣りしよう人らあ一緒に。あの人らが元気でおって、初めて町が元気になるがですきね、これは。自分ら外へ出ていきよう者はね、ある面ではかまんがやきよ、ある程度動けるき。まあ、こんなこと言うたら地元におる人に申し訳ないけんどよ。ああいう人らが元気になってこそ、町の漁業が自分は元気になると思うがこれは。いうことでお願いします。

ほんで、次の4番目へいきます。

これも、まあ前からあれして言わしてもらいようことで。ほんで、1つはこのエネルギーの問題で省庁が去年の調査でしたかね、伊方の問題で。条件付きで認めるいうお話やったもんで、その町長の条件いうのはどんなもんですかと。

それから2点目が、まあ三浦小学校の問題も出てきましたけんど、町の公共施設へのソーラーの設置。

それから3点目が、自分、前回質問した、あの小型水力。

それから4点目の、人工林の面積と樹齡はこの間課長に資料を頂いたもんで、これは構いません。

ほんで、その次が、梶原、大月のようにね、まあ風力発電。これも前、自分、下村町長のときも質問して、井の岬へ行ったことでしたけんど。そういうことについての質問を致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

昨年の調査の条件付きで認める再稼働ということでございますけれども、これ少しだけ補足させていただきます。

まずは、再稼働についてクリアしなければならない諸条件があるというお答えをさせていただきました。それで、結果、丸をする所が3つぐらいしかなかったので、結局、この条件付きで認めると、そういった所に収まったということでございます。その詳細について少し申し上げさせていただきます。

伊方原発3号機につきましては、四国電力が提出した再稼働の前提条件となるストレステストの結果について、去る9日、経済産業省の原子力安全・保安院は妥当であるとの審査書案をまとめ、専門家による保安院の意見聴取会に提示したところでございます。内容につきましては、当然、私が判断できるものではなく、専門家の意見を待つところでございますが、ストレステストに合格点がついて、即稼働ということには賛成しかねます。

その理由について申し上げます。原発再稼働についての基本認識を申し上げますと、判断条件にはさまざまなものがあるかと思っております。まずは、当然のように原発の安全性、信頼性でございます。これにつき

ましては、先ほど申し上げましたように私が判断できるものではなく、また、基準をクリアできたとしても、それがどのようなプロセスで決定されたか。これも大きな判断基準になろうかと思っております。これまで原子力村と言われてきたように、閉鎖的とされてきた状況での判断ではなく、最大限オープンに議論がされなければならないと、そのように考えております。

次に、経済への影響についてでございます。

2011年は、東日本大震災による経済活動の縮小をはじめ、さまざまな要因の下、第二次オイルショック以来31年ぶりに貿易収支が赤字となりました。その要因の1つとなっているのが、全国原発停止を受け、代替策として火力発電所をフル稼働させたことによる、LNGの輸入の大幅な増加によるものでございます。また、発電コストの増は、今後長期的に企業コストを圧迫すると考えられ、国内経済への影響は大きいと予想されております。

他方、脱原発を進めていくことになりますと、新エネルギー分野でこれまで以上の研究投資が考えられ、こちらは国内経済に好影響を与えると考えられます。また、短期的には電力の需給ギャップも大きな判断材料になろうかと思っております。

次に、リスクの範囲についてでございます。

福島第一原発事故は、今後長期間にわたっての影響は確実で、これまで立地以来抱え続けてきたリスクは許容できる範疇（はんちゆう）にあったかどうか、こういったことでございます。

例えて申し上げますと、わが国は東京オリンピックの直後に本格的なモータリゼーションの時代を迎えました。ご承知のとおり、1990年には1万1,000人を超えておりました交通事故死者数。こちらは、2009年には5,000人を切るまでになっております。ドライブマナーの向上はもちろんでございますけれども、イノベーションやインフラの安全性の向上も大きな1つの要因であります。現在では、モータリゼーションは利便性の追求や経済活動にはなくてはならないもので、これまでできるだけ負の影響を排除してまいりましたけれども、この受益総量と比較して、交通事故死者数が1万人を超えたら車社会は放棄すべきで、5,000人までなら維持していくといった、そういった明確な判断基準を私たちは持ち合せておりません。

同様に原子力発電所につきましても、これまで環境負荷の軽減や発電コスト、関連するイノベーション等、さまざまな恩恵を受けてきたことは事実だと思っておりますが、これまで受けてきた恩恵と、今回の事故による被災、影響を総量的に比較する手段も当然持ち合せておりません。私たちは、現役世代としてもあらゆる利便性を追求し、恩恵を受ける権利を有していると考えておりますけれども、それは未来の世代にとっても同様でございます。

明神議員からは、よく食糧問題という視点から持続可能な社会を提起していただきますけれども、原発問題につきましても、その最たるものの1つであると認識しております。そのほかにも、今回の事故対応の初動につきましても、事故調からから多くの指摘がされているように、危機管理体制も十分であるとは言えないと思っておりますし、情報開示についても同様であると考えております。

今後、リスク軽減策を講じながら、あくまでもこれまでのエネルギー政策を踏襲していくのか。しっかりとロードマップを作成し、段階的に廃止していくのか。あるいは、短期的な恩恵を放棄し、即時廃止を選ぶのか。その選択のためには徹底的な情報開示と国民的議論が必要だと考えますが、現段階ではそのどちらも不十分を言わざるを得ない状況でございます。

今回の事故が無駄にならないためにも、さまざまな観点から国民的議論を講じるべきで、科学的知見はもとより、今後の国の在り方についても真剣に議論をすべきときであると、そのように考えているところでございます。

以上を踏まえまして、現段階においては再稼働のための条件整備は整っているとは言えず、また、今後の方向性につきましては、既存の原発の安全性向上のための将来的なコストは、脱原発、段階的廃止に向けたイノベーションに充てられるべきだと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神議員、ちょっと確認をさせていただきます。

先ほどの質問の一番最初るとき、4問目の質問のカッコ4ですが、その質問に対しては答弁はよろしいというような発言があったのですが、それでよろしいでしょうか。

（明神議員から「はい、資料を頂いたもので」との発言あり）

そしたら、このカッコ4番は取り下げるということでよろしいですかね。

その途中からですね、その、構いませんか。

（明神議員から「はい」との発言あり）

はい、分かりました。

ということですので。

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、4番ECOエネルギーについてのカッコ2番、カッコ3番、カッコ5番についてご答弁させていただきます。

2番の、佐賀庁舎はソーラーを設置しているが、町公共施設の設置はどうかというご質問でございますが。

現在、公共施設で太陽光発電を設置しているのは、佐賀庁舎にある10キロワット型、および大方くじら保育所の10キロワットの2カ所でございます。

これからの公共施設の太陽光発電整備の計画でございますが、平成24年度に三浦小学校へ発電力が20キロワットの施設整備を計画しております。

今後の公共施設への太陽光発電の計画でございますが、黒潮消防署、新庁舎、また町民館の耐震補強工事などございますが、現時点では、まず消防署につきましては投資額が大きいこともあり、現在のところ計画はありません。また、新庁舎への設置については、現在検討中でございます。また、町民館の耐震補強工事におきましては、現在、国の補助金制度がございますので、施工時にも引き続き制度があれば導入をしたいと考えております。カッコ2については、これでございます。

それからカッコ3の、前回質問の小型水力発電等について、その後の取り組みを聞くということでございますが、12月の一般質問により、奥湊川での旧発電所跡地に小水力発電の施設整備について、工科大の教授にその完成を調査研究していただいておりますが、その結果としまして、年間を通して安定した流量がないことから、適地にはならないとの報告を受けました。従って、現在のところ小水力発電設備の具体的な取り組みはないのが現状でございます。

それからカッコ5の、梶原、大月のように、井の岬に風力発電設置について聞くということでございますが、3.11の原発事故以来、脱原発への社会潮流の中で、風力発電は大きく期待されておるところでございます。本町での風力発電についてでございますが、風力規格はメーカーにもよって異なるようでございますが、大月町の既存の風力発電を参考にしますと、定格出力1,000キロワット、1メートルですね。翼の中心までの高さが約70メートル、ハブまでの高さが70メートル。翼長29.5、回転数が19.8回転のようです。の施設で、平均風速毎秒6メートル以上あれば採算性があるようでございます。それでいきますと、年間228万キロワットの電気

を精製します。これは、一般家庭の消費電力に換算すると約 540 世帯分、1 カ月平均 350 キロワット使用の場合でございますけれども、約 540 世帯分に相当するようでございます。

設置の条件としましては何点かございますけれども、年間を通して出力を安定した風が吹くこと。それからまた、道路整備、送電線、広い敷地、それから環境問題ですね。風力発電につきましては、この環境アセスメントに非常に時間がかかることがネックのようです。長い場合は4、5年かかるようございます。また、公園法などの法律上の問題などがございます。

また、今言われておりますけれども、翼騒音、低周波による健康被害なども発生しており、まあ稼働条件としましては、居住地から 500 メートル以上とされております。このような条件の下で井の岬周辺に風力発電を設置すると考えた場合、衛生センター付近を基点として 500 メートル以内に居住地はなく、また周辺にはある一定の敷地も見受けられ、まあ位置としましてはクリアできるんじゃないかと思っております。

しかし、井の岬周辺の年の平均風速は、産業技術総合開発機構、風況マップ。これ NEDO (ネド) マップというのがございますけれども、よると、5.5 からですね 6 メーター程度でございます、回転翼全体に必要な年平均風速 6 メーター以上に達していません。従いまして、ここへの風力発電の設置は困難ではないかと考えております。

しかし、まあ技術革新によって、なお、低風速の風力でも発電が可能な機器も開発されておるようではありますが、そのへんの情報を収集しながらですね、できるものなら進めていけたらなと思っております。

以上でございます。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10 番 (明神照男君)

町長の、どういう条件やったらという自分の問い掛けの説明はいただきました。

ほんで要は、これも自分ね、TPP と一緒にね、原発もええやら悪いやら分からん、自分自身も。いろいろな問題出てくるきね、経済問題、これやめるとなったら。ただ問題は、自分はほら、福島の問題、ああいう形で出てきてから。それで、あの震災の後、まあ宮城とか岩手。福島はまた問題が違うわけですね。それで、ゆうべもそのを見たことですけど、あそこにおった人が愛媛へ来てね。伊予市か、農業やりよる人。あのビデオで見たがですけど、撮っちゃったき。まあ、そんなような問題で。

ほんで自分、前から、前から言うたらあれですけど、町長に。もう、うちの町としたら、もう原子力の電気の要らんまちづくりをこれ考えないかんがやないかと。そりゃ自分らね、今までどんどんどん原子力、伊方の電気も使ってやらしてもろうてよ。これからの人によね、もう電気ないぜよと単純に言うたらそういう話になるもんで、これは申し訳ないとは思いますがですけど。思うがですけど、やっぱりこれも自分、食糧の問題も一緒やと思うがです。人間の存在、生きるためいうところでどうせないかんろうかという考え方をせないかん問題やと自分は思うもんで、町長に質問しました。

それから、その 2 点目の公共施設の設置の問題。まあ、どういうがで新しい消防署とか、新しい庁舎には考えてないのかどうか。

この 3 点目の小型水力の問題は、自分、佐賀の馬地のあれでしたのは、たまたま災害の問題も兼ねた所での質問。ほんで、まあ一石二鳥いうたら大げさになりますけど、そういう効果もあるきにどうかなというがで聞いたわけです。

それから、その風力の問題、風力発電のね。確かに、おっしゃるように環境の問題がこれね。以前はあんまり言いよりませんでしたけど、低周波の問題が出てきた。ほんで、ここへ来てね。まあ、これはあくまでも

話やけど、福島の今度は海上での風力発電の問題が出てきちよるわね。そういうようにね、次から次、新しいあれが出てきよるわけやきよね。ほんで、現時点で6メートル。ほんで、あこは5.5メートルやきいかんと。けど、効率の問題でよ。ほんで、確かにその制度ができたときにはやったけど、現実にもう原子力であれするいうたら、こればあ銭が掛かりだしたと。それから、現実にもう電気料も、いずれうちらも上がってくるというような問題らを総合的に考えたときの取り組みよね、というようなことで。

まあ、これも、あていはこう思う、おまんはこうやねという話になるんであれですけど。今言ったような、その、なぜ考えてない。それから、佐賀の場合は防災、防水、その問題もあったもんで、まあ提案いうか聞いたわけです。

それからまあ、この5番目の風力の問題についてはね、そう簡単にできるもんでもないけど。ないけど、もうそういうエネルギーについてはエコのエネルギーをどうやって利用できるか。まあ自分ね、船にももうこれ風力もソーラーもやらないかん。やらんともうやれんってきたと、エネルギーを考えたときに。というような取り組みを検討しようわけですけどよね。

そういうことで、先ほどの点についてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

消防庁舎の方ですけれども。庁舎につきましてはですね事業費の関係もありまして、なかなか大掛かりなお金をよう掛けないというところがありまして見合わせたという状況でございます。

新しい庁舎の方につきましては、住民課長が答えた検討するというところでお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

再質問の、まあ困難でないかと終わるのかということですが。

議員が言われるように、将来的にはやはり、まあ町長も申しましたように、脱原発に向かってまた新たなイノベーションというような発言もありましたけれども、そのようなことになろうかと思っておりますけれども。

この風力発電につきましては、やはり事業参加が必要となってきます。その中で、やはり採算性が合わないと、やはり事業者も入ってきてくれませんので、現時点ではなかなか難しいんじゃないかなという認識を持っておりますので、そういう答弁をさせていただきました。

その後、今、先ほども申しましたけれども、低風速でも発電可能な風力発電機も開発されてきておるので、採算性がまた取れるような状況になればですね、行政側からもですね民間事業者にですね、機会があれば要請をしていくというようなことでの対応を考えております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

初めの総務課長の、検討しますという答弁で。ほんで、まあ総務課長の顔見たら、あんまりあれやけど。ええように検討してくれざったらよ、悪い方に検討してもらうたら困るきによ、まあ、ええように検討してください。

それと、公共施設のあれね。確かに採算性大事です。しかし、今ね、採算性も大事やけれど、エコのエネル

ギーという、もっと大きな問題でいう視点がないといかんときになってきたと思うがです。ほんで、これは課長に言うわけじゃないですけど、採算性、採算性ということは大事やけど。けど、総務課長ね、情報のあれは採算性から見たらやったらいかんことのがよね、基盤整備の事業は。ようになってくるもんで。

ほんで、採算も大事やけど、採算性だけを言うてもいかんと思うから、まあ、もっと前向きに検討していただきたいと思います。

まあ、これも言うたちもういかんき、5番目へいきます、もう。

中学校の武道について。まあ来年度からこの問題がね、中学校1年生、2年生かね、必須科目になるわけで。ほんで自分、まあ、なぜ今言うがもまたおかしいですけど、なぜ、今それが出てきたか。

それとともに、うちの町はどういう取り組みをするのかということについてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

明神議員の中学校の武道についての質問にお答えします。

中学校の武道については、中学校学習指導要領が改定され、平成24年4月より全面实施されます。

このため、保健体育の授業で、第1学年および第2学年の2年間のうちで必修となり、第3学年では球技と武道のまとまりの中から1領域以上を選択して履修することになります。

学習指導要領の改定は、教育課程審議会の答申に基づいて行われております。その教育課程審議会の答申に盛り込まれた教育課程の基準の改善方針の1つに、国際理解を深め、わが国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視することが挙げられており、体育においては、諸外国に誇れるわが国固有の文化として、歴史と伝統の下に培われてきた武道を取り上げ、その特性を生かした指導ができるようになったものです。

必修は、保健体育科、体育分野のすべての領域における基礎的な知識、技能を子どもたちに習得させることにあります。従前は、武道またはダンスのいずれかの選択でしたが、それを改め、多くの領域の学習をさせた上で、その学習体験を基に自ら探求したい運動を選択できるようにするため、第1学年および第2学年ですべての領域を履修させるため、武道も必修となったものです。

黒潮町の取り組みとしては、武道は柔道、剣道、相撲の中から選択して実施することになっております。町内の中学校は2校とも剣道を選択して実施致します。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

日本の文化を外国にね理解してもらおうというような、答弁の中に言葉があったと思うがです。そのとおりやと思うがよね。

これ、武道。この間へね、武士の士を入れたら武士道なるわけよね。ほいたら、武士道というのは、新渡戸稲造さん。さん付けで失礼なるか分かりませんが、アメリカで日本の文化をね理解してもらって書かれた本が武士道というように聞いております。

ほんで、その中で、義、勇、仁、礼、シン（誠）、それから名誉とか、忠義とか。まあ、よく自分らも耳にしたことで、義を見てせざるは勇無きなりという言葉。この講師のそういう言葉を基にしての部分が強いのこと。

そういう中で、今、自分思うがです。今自分らに一番求められちよることが、このことやおと。まあ、戦前、武士道。まあ、戦前なると君が代から日の丸とかね、そういうイメージの問題で。武士道いうあれもよ、何か

どっかへ置いてきたと思うがです。置いてきたと思うがやけん、けん人間としてやっぱあ置いちよくわけにはいかんってきたように自分思う。それで出てきたがやないかと、必須ということだね。

ほんでまあ、先ほど。黒潮町の2校は剣道ね。これも一番、柔道のあれが65パーセントいうたかね。ただ、事故の問題とか、ほかの道場の問題とからあでネックいうか、希望としたらあるけんということ。ほんで、うちは剣道ということで、まあ自分はその事故の問題らも含めた中では剣道やったらええがやないかなと個人的には思います。

ほんで、そういう中での、今言う求められておるもん。今ね、自分恥ずかしいけん、仁があるかよ、義があるかよ、シン（誠）があるかよ言われてね。ありますいうことを自分よう言わんもんね、これは。ほんで、大体その武士はよ、今で言うたらおまんらの立場やきね。戦国のときは戦う集団やったががよ、徳川時代になってね、いうたら行政の仕事よね、いうたら武士の仕事は。ほんで、まあ言葉は悪いけん、あの切腹とか何とかいう、そこまで責任のある立場、高貴な人の責任のある立場の責任を取ることが、この武士道の中にあるという話のがよね。まあ現実そういうこと。まあ、うちの町は。

自分はこれ町長にも聞きたかったがです。どういう考え方で、この国がよ、この武道を。ほんで武道の中。ほんで、武道武道言うけん、ほんとは自分、武士道やと思うがです。自分は。その、今、日本人が失うちよるものを、見失うちよるものを取り返さないかんときになってきた、国際的にも。

（議長から「明神議員、あと1分です」との発言あり）

はい。それが、今、日本の置かれた立場やというように自分思うてね、自分は思うわけよ。

そういうことで、剣道の。まあ、うちでは剣道のあれを取り入れるいうことで。まあ、先にも言うたように自分は良かったと思うております。

それで、まあこのシン（誠）の問題。ここへも出ちよる。自分らは今、シン（誠）を取られて今裁判しよう。どっちゃがうそ言うちよるか、ほんまか。そういうことも含めた中でこれが出てきたきに、自分は町長にお聞きしたいと思うちよったがですけん。まあ次長の答弁があったもんで、分かりました。

そしたら一応、剣道の取り組みいうことですけん、構えはあるがですかね。その構えいうか、人の問題とか。ほんで、それだけ聞きます。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

剣道を行うに際しては、竹刀なり防具が必要になってきますけれど、竹刀については両中学校とも40本ずつぐらいありますので、授業に差し支えはありません。また、防具については、現在32セット大方中学校にありまして、また今年度、6セット買うようにしておりますので、大方中学校の方に38セット用意できるようになっております。

佐賀中学校について、大方中学校が大体2学期に行いまして、3学期に佐賀中学校で授業の方を計画しておりますので、その間、防具等は共有して、まあ両方で使うようになりますが、十分、道具等はそろっております。

（明神議員から「その指導する教員の問題は」との発言あり）

（議長から「明神議員、質問終わってから聞いてください」との発言あり）

（明神議員から「いいわけですかね。はい、これで終わります」との発言あり）

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩します。

休憩 10時 50分

再開 11時 05分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

11番（森 治史君）

議長の許しが出ましたので、今から質問に入らせていただきます。

通告書に沿えるように質問はしていくつもりですが、若干逸れたときにはなあなあないように、やらさせていただきます。

まず1問目でございますが、介護保険の制度についてを問います。

町内で介護認定4の、かなりの高齢の親御さんを自宅介護をされている方の話によれば、年金も少ない中で介護保険料の支払い、今でも厳しいのに、24年度からはさらに保険料が上がるとの新聞の記事を読まれ、今以上に高額な保険料の支払いは、年金収入だけの親にとってはとても厳しくなるだけなので、何とか保険料の値上げにならないようにするにはと考えられて、そこで、介護利用に毎月必要なケアプラン作成書を事業所にお願いするのではなく、自分がケアプランを自己作成の申請をすれば、保険料から支払われるのが少なくなる。そうすれば、保険料の値上げが少しでも抑えられるのではないかとの思いから、役場に自己申請の相談をされた際に、役場の担当の方は、個人では書類が複雑でなかなか難しいとの説明を受けたので、まあ、まず役場の方の説明は、個人では難しいと、そのようなものではないというようなことであったので、その方はもう町ではなく県の方に相談をされたそうです。そうすると、県の方からは町の包括センターを紹介されましたとのこと。それで相談をされましたが、包括センターの方では要支援の方だったので、再度、県からの自己申請についての資料を取り寄せ、自己申請での申請をし、書類が受け付けられたというように話を聞いております。

特に、そのときの職員さんの対応が申請の相談に行った住民の方にとすると、あまりにも良くなかったという話をされております。そこで、担当の職員さんは、自己申請の相談を受けた場合、なかなかそれは難しいことはいろいろあろうと思います。資料を渡し、個人がケアプランが書けるように丁寧に説明をすれば、そういう対応をされれば、やはり住民の方にももしできなかつても、自分ができなかつたとしても、やはりその対応の良かったことによって感情論というのが出てこなくなると思います。そこで何人来るか知りません。けど、その自己作成についての丁寧な説明を、当然行政として住民の方に指導をすべきと私は考えております。

執行部の方の考え方をお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

森議員の介護保険についてのご質問にお答え致します。

ケアプランの作成についてでございますが、介護認定の申請に基づき訪問調査を行い、介護認定し、審査会の結果をもって介護度が決定となります。この認定結果を基に、介護支援専門員が利用者の心身の状態等を確認し、ケアプランが作成されております。この介護支援専門員、通称はケアマネージャーといいますが、要支援要介護度を認定を受けた方からの相談で、居宅サービス計画を作成するものでありまして、介護保険のサービスの利用のためにはケアプランが必要となっております。

ご質問の、昨年12月にやりました自己作成の相談の対応でございますが、これまで本町では自己作成の事例

がありませんでした。このため、近隣市町村の対応を調べた上で資料提供を行っております。自己作成を行う場合にはですね、この利用する事業者との担当者との連絡調整、またサービス期間中のモニタリングや評価を行う必要があります。個人の方でも経験のある方は可能かと思いますが、初めての方はなかなか難しい作業になると思っております。こういったことから、通常はケアマネージャーの作成に委ねております。

議員が言われる費用の削減が図られるということでございますが、町としては本人の状態把握が一番大事でありまして、サービス事業者との連絡調整ということが重要でありますので、基本としては介護支援専門員が作成することを考えております。利用者の心身状態や環境、また生活状態など適切なケアプランが必要でありますので、専門知識を有するケアマネージャーのプランが良いものと考えております。従って、費用の削減のみでケアプランをですね、自己作成を進める考えは町としては持っておりません。

なお、こういう希望される方についてはですね、今後、今のところはですね自己作成等のパンフレット等は準備していませんが、必要に応じて後は資料を提供していきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

今の答弁でいきますと、まあいろいろな事情があって、ケアをされる場合に十分なケアをしたいと。それを念頭に置くと、なかなか自己作成ではいけず、専門職の方を取るといような考え方であって、まあ、自己作成についてそのあれば、申請についても受け付けていきたいという考えのようですけど。

今回、いわゆるこの介護保険料のあれで今朝の高知新聞に載ってございましたけど、あれは東洋町と芸西村でしたかね。あまりにも保険料が上がるのを抑制するために、いわゆる一般財源からの持ち出しをして基金に積み立てて、基金の方から保険料へ入れたことが、国か県か知りませんが、ちょっと違法であるというような報道がされておりました。けど、それもやはりどうしようもないというか、県としてはいわゆる国、県、町の 3 分の 1 の持ち出しである貸付金の方から使ってくれと。もう 1 つは介護保険の方で、言ったら年間使ったけど、今余ることはないでしょうけど保険料が余った場合にそれを積み立てておいて、そういうところの基金に充当するという方法と 2 通りあるようです。新聞の書き方でいきますと。ところが、介護保険の方から借りる分は無料であるというか、補てんしてしてくれるようですが、県、国との持ち出しの方については、それは貸出金であって、返済が必要であると。必要であるということは、今借って、そこで穴埋めしたものは後年、逆に今度は保険料の徴収で賄わなければならないというような報道がされておりました。

私が言うのは、これは確かに課長が申されるように、専門的な分野が多くて、なかなか難しいと言われます。けど、家の中で仮に 1 つ、2 つぐらいの介護 4 であれども、自宅介護してるときにケアで介護保険を使うものが 1 か 2 程度のものであれば、比較的少ない事業所との調整もできると思います。やはりめんどいと思いますけど、その調整、複雑に絡んだものは駄目でしょうけど、1 件、2 件ぐらいの事業所との付き合いとか共生事項は、やはり多少めんどうても手を掛けてあげれば、これは難しいことが 1 つあります。自己作成の場合に、ちょっと包括センターの方でお伺いしましたら、このケアプラン作成表というのは個人負担が今ないらしいです。ないものを、これが個人でやるかというときには、まず誰もする人はいないと思います。ただ、この方の考え方からいくと、その包括センターの方でお聞きした範囲では、要支援の方のプランで 3,000 円、介護認定が 1 から 2 の方で 1 万円、認定 3 から 5 の場合が 1 万 3,000 円の費用が、今現在は介護保険料の方から支払われてるとお聞きしました。そうすれば、軽微じゃないと思うんです。こういうお金は、これが毎月、毎月出さないかんもん。年に一遍出してそれでオーケーなもんやったら 1 万 3,000 円。まあ、月に 1,000 円程度になります、保険料から出るのも。けど、これが毎月作成していかないかんもんになったときに、13 万の、今、

15万前後のお金が保険料から支払われていくという、ここに大きな問題があるがじゃないでしょうか。この1万3,000円の、仮にですけれど、ベッドを1カ月借りていって、その介護も、それも一応ケアプランのあれが要ると思います。1件、2件のもの内容で1万3,000円、これが5つのプランが加わっても1万3,000円やと思います。やはり軽微な場合には、出せるものならば出してあげていく方が、このように保険料から出ていくものが抑制できるという考え方になろうと思います。やはりこういうことについて、確かに担当の方々は少ない人数でいろんな事業を担当してやられてると思います。けど、やはりなるだけならば、こういうような保険料が出ないための、抑制のためのこういう個人、自己作成プランの方については、あまり複雑な問題になりますと、それはなかなか個人では難しいでしょうけど、軽微なものであればこういうように指導していく体制も必要でなかろうかと思います。このようにして、このあれも国の方は、いずれこのケアプラン作成費用についても一部個人負担をお願いしていくような流れがあると、まだ確定はしてないということで、包括センターの方ではそういう国の流れもあります。けど、今はまだ確定しておりませんというふうにお聞きしております。特に一番難しいのは、全額が保険料から支払われていることであって、ものすごいめんどいことですから、やはり流れとしては、課長の申されるように、すべて専門家の方にお任せする傾向になろうと思います。

けど、1つでも、1件でもこういう気持ちのある方が出てきて、そういうできる方が出てきた場合には、当然、行政としてそのように対処することが、わずか1件の16万、15万前後の保険料かもしれないんですけど、これが重なっていくということによって、いわゆる保険料の値上げに抑制、わずかでも抑制できるものでもあろうと思うので、これは県下で取り組まれたとした場合ですよ、ここだけじゃなくって。件数が大きくなればなるほど、そういう支出がなくなるということは、介護保険料を払う側もいわゆる40歳以上の人は皆介護保険の、やったかな、介護保険も払わないかんがやったかな、ちょっとそれが付いて回ると思うんですけど。そういうことについて全体の出し分が少なくなっているということを考えた場合に、やはりそういう申し出があった場合に、こういう抑制がなんぼもならんと言ってますけど、わずか1件ではならんと思いますけど。やっぱり皆さんにこういうことを知っていただいて、皆さんでそういうふうやっていただくということを。まあ、ほんと軽微うか、1つか2つ介護保険料での介護、支援を受ける以外には難しいと思います。けど、そうやって1つずつ崩していくことも、このように介護の認定が高かった人は1万3,000円ということになってきたら、1つの相談でも1万3,000円、5件の混ざったプランでも1万3,000円という考え方をしていった場合に、やはり軽微な方には極力努力して、こういうような形を取っていくべきだと私は考えます。

一応その考えはあるようですけど、今後やはりもうちょっと全体、ここだけでなくって、県下の介護保険の組織の中でこういうことを取り上げていって、やっぱり真剣に検討しなければ、これ以上保険料が上がってくるということは、我々は払っていきなくなります。これはもう皆さんも一緒です。みんなが払って、皆が支え合っているものです。

だから、そのへんをやはり考える必要があると思いますが、今後こういう方法についてもっと丁寧に住民にやるという考え方はお持ちのようですが、介護保険のそういう中で、会の中で問うて、やはり横の連絡を取り合せて、こういうことが出ちょうが、おたくにもあるかとかいうような話をして、こういうことを広めていくというような考え方もひとつのことではなかろうかと思います。横への。

そういうことについて、再度答弁を求めます。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

再質問にお答え致します。

ケアプランの作成でございますが、要介護の認定者においては、介護支援事業所のケアマネージャーさんが作成を（議場から何事か発言あり）予防給付の対象者については、地域包括支援センターのケアマネージャーがケアプランを作成しております。また、要介護の認定された方については、介護支援事業所のケアマネージャーが作成することになっております。

年間ですね、22年度の実績で見ますと、延べ件数が4,200件を超える件数に上っております。先ほど申しましたように、サービス利用者にとって維持向上が図られるケアプランでなければならず、それぞれの事業者の状況が変化します。なかなか1回作って、その状態が続くものではありませんし、どうしてもですね状態把握と事業所間の調整というのが基本になりますので、基本としては、町としては介護支援専門員が作成することが適当と考えております。

で、その費用面だけ、先ほどと重複しますが、費用面だけで見ますと確かに削減にはなりますが、どうしてもですね、状態変化等を関係機関との調整から言えばですね、適切な対応ができるかということが疑問になります。それとまた、それをチェックする担当の係ですね。本当にいいのかどうかというチェックする判断材料がありませんので、なかなかそのへんは難しいと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

うんとかみ合いませんね、答弁が。

何か難しく考える言うたらおかしいですけど、私は最初から言ってます。ケアプランにも言うたらベッド介護、いろいろそのいろんなものが絡まって1つのプランになっと思えます。だから、最初から私が言ってるのは、5つも6つも7つもあるプランのことじゃなくって、1つか2つのプランのもので調整が利くものであったら受け付けてやったらどうですかということをやっています。

課長の言ってることは分かります。なかなかその状態がつかめん言うけど。ほんなら、年に、いわゆるベッドだけ借ると。介護保険料で。これにも要るんでしょ、このケアプランが。だから、そういう場合だったらよね、そういう本当に少ないところからお願いして自己プランでやっていったら、それが3件あれば40万近い金が浮くという形になる、40何万が浮いてくるという形になる。私はそこを、そういうことを広げていかなければ、いつまでたってもこれ介護保険料は上がってくる。

逆に言われんけど、今は全部介護保険料で見ようものがよね、国としてももう見れんってきたから、これは一部、その利用者に見てもらおうかということになってくる流れがあるというように聞いておりますので、余計言ってるんですよ。そのへん踏まえていかんと、考えていからったら、ゆくゆく個人負担がこれにも発生しますよと。今は、介護利用については認定に合わせて、自分の使う分の1割を負担したらいいです。この部分が一番難しいのは、すべてが保険料で賄えるてるからここには出てこないということで、これが隠れておると思います。けど、これも実際に個人が1割とか2割とか負担せないかんってきたとしたら、年金が少ない人にとってみたら、これ、ものすごい大きな問題になってきます。まあ、やるのは子どもさんなり、できる方がやっていくと思います。だから、そこをもうちょっと丁寧な説明で、そのできるかできんかは個人の判断なんで。そこを無理に行政がしなさいというがじゃなくって、本人が希望してきた人には、こういうことも考えれば、当然、その複雑なものについては私もやはり専門の所でお願ひせん限り、これは難しいと思います。けど、1件か2件の利用で介護のこの作成をせないかん場合について、状態がええと判断して来ようはずですから、相手も。

そこをとらえて説明をしてあげてくれませんかということを私は申し上げているつもりですが、そのへん、

軽微な方の相談があれば丁重に指導するかしないか、再度お願い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

今後の対応でございますが、希望者に対してはより良い情報提供をしていきたいと思っております。

今言われたように、1件、2件で出てきたものですね、それを数件出てきたときの町ではチェック体制がなかなか係ではできないという判断がありますので、当初1件であってもですね、3件、4件、その方の事業サービスが拡大したときにですね、本当にいいのかどうかというチェック機能が係では判断できませんので、そこには1つ問題があるということで。全然、町に自己申請の場合に拒否するわけではありませんが、そういう問題も含んでおるということでご理解いただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

それでは、2問目の方に入らせていただきます。

これは町の説明責任についてお伺い致します。

平成16年に地籍調査の際に、A氏とB氏が耕作している田が、調べた結果、無番地に気付いて、それで、そのときの担当の方が、このままにすれば何代もわたって米を作ってきた田、所有地が国有地にならないように、A、B氏に一番良い方法になるように、私はかなり努力された結果だというように評価はしております。

そこで、その職員さんが取ったのが、一部登記済みのA氏の土地の番地に無番地の部分の面積を加えて、もともと個別に耕作してた田なので、あぜを境にして2筆に分筆登記をし、一度に済ませた後、そのうちの1筆についてはB氏に名義変更をすることになっているというような話し合いでやったことなわけです。これは、その当時の担当の職員さんはものすごく頭を痛めて、一番ええ方法を取ってあげたと、私もその努力についてはすごいものだと思います。また、地権者の方も、町のその取ってくれたことについては感謝されていると思います。

ところが、問題点になったのは、その後、B氏が名義変更についてA氏に話をされると、これは町が名義をしてくれたのだから、B氏への名義変更に必要な印鑑は貸さない、ということは、押さないということなるかと思っております。なかなか名義変更に同意をしていただけない。このB氏の方も、曾祖父の代から田を作ってきた。ところが、名義変更がなければ自分のものにはなりません。町の地籍調査の際にこの問題については、この方法を取ることにしていると思います。いわゆる、いったんはA氏のものにしますよと、2つとも。枝番付けて登記しますよと。ほいで、登記が仕上がったら、B氏は自分のお金を持って登記をしてくださいというように話し合いの結果、こういう方法取られたと思います。で、ところがなかなかこうなりますと、現在は町としたらもう済んだことだから、それは個人と個人の問題ですということでしょうけど、もう既にこれは個人では解決のできない、また解決の糸口が見えてない、見出すことができない状態になっております。

この場合に、やはり町からもA氏に対して再度、この流れに対して名義変更が前提でのA氏への名義登記したことについて理解をしていただけるように説明をされる責任があると私は考えておりますが、執行部の方の考え方をお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、森議員の一般質問の2問目、町の説明責任について問うということで、平成16年の地籍調査の際に無番地のA氏とB氏の田についてのご質問にお答え致します。

まず、お答えする前に、地籍調査の業務の制限についてご説明を致します。

旧佐賀町では昭和48年度から、旧大方町では平成8年度からそれぞれ地籍調査を開始致しましたけれども、国土調査法に基づく調査でございます。この調査では主に土地の表示にかんする調査でありまして、土地の実質的な所有権を移転するような調査はできません。従いまして、権利関係を新たに創設することもできませんし、このことは事前の説明会でもご説明をしているところでございます。

通告書によりますと、平成16年度に実施した地籍調査と記載がありますので、平成8年度から調査を休止している旧佐賀町には該当せず、旧大方町での調査ということになります。そこで、旧大方町での平成16年度に調査した、いわゆる一筆地調査の内容を再度確認致しましたところ、ご指摘の無番地の土地というのは1筆ございましたけれども、その地目は山林でございました。公図上に無番地の土地ということございまして、それは山林で、その所有者も判明しておりましたので、その土地に隣接する所有者の方々全員の同意を得て分筆を行いまして、地番を設定させていただきました。従いまして、通告書にあります、無番地の田というのが調査結果には存在しませんでしたので、明確な答弁は致しかねます。が、そうしますと説明責任も何もありませんので、町の説明の流れについて少しご説明させていただきます。

地籍調査を実施するに当たっては、土地の所有者に事前にご説明をする機会があります。地元説明会を開催して、調査の方法やいろいろなことを事前にご説明を致します。また、一筆地調査といひまして、現地へ赴いて、その都度地権者の方々にご説明をして同意を願ってやる、そのときに2回目をやっております。そして、3回目は調査後に原図、原簿ができた際に閲覧という行為がございます。そのときにもおいでいただいたときにご説明をするようなことで、最低でも都合3回の説明責任があるわけでございます。

まず1回目の地元説明でございますが、そのときに土地の所有者の方々には、地籍調査でできることとできないことの制限についてももうご説明を行っております。そのときに、まあご理解をいただいていないのかもしれないけれども、2回目は先ほども申しました一筆地調査でございまして、現地での境界の立会調査でございます。1筆ごとの土地について、法務局の公図を基にした資料を参考に致しまして、現地へ赴きまして、あらかじめご連絡をさせていただいた土地の所有者や関係者の立会いの上に、境界杭の確認や新たな杭打ちの作業を行いまして、そのことをその資料に書き留めていく作業を行います。このときも、説明と、それぞれのご理解を求めているところでございます。

このときに公図を基にした作成した資料と、現地とが符合しないケースがあります。議員の通告書にありますのが、まさにそのケースではないかと思っております。公図上には土地がなくて、現地に行ったら土地があったと、そういったケースでございます。ここで一部登記済みのA氏の土地に無番地部分の面積を加え、2筆に分筆とございますけれど、公図上は1筆なのに現地では2つの田んぼになっていてということでしたら、公図上には一番近い所にA氏の土地しか存在していないのしょうから、周りの人たちの同意を得てそれを分筆するなら、A氏のももちろん同意も得て分筆して2筆にしますけれども、先ほど申し上げた地籍調査の制限によって、分筆されたその土地についても、所有権はA氏にしか移転できません。登記できません。このことが地籍調査では所有権の移転登記ができないという制限でございます。従って、議員もおっしゃるとおり、B氏に名義変更することになっていたとありますが、それは地籍調査が完了した後に、B氏がA氏の同意を得て所有権移転登記、名義変更を行うことになっていたというふうに考えられます。3回目のご説明というのは、閲覧のときでございます。一筆地調査を済ませまして、その後、地籍測量を行った後に地籍簿案と地籍図原図を作成します。

それを土地の所有者や一般の方々に閲覧していただきまして、その都度ご確認もいただいております。このときに境界や地目、所有者等に誤りがある場合には、お申し出をいただきまして再度調査を行って、誤り等があれば訂正をしているところでございます。

いずれに致しましても、個人の大切な財産にかかわることでございますので、町が実施した地籍調査によって新たな問題が発生したというようなご事情がございましたら、町にもまた説明責任があらうかとございます。ただ、その尋ねていく先が通告書では分かりませんので、詳細についてはまたお教え願えたらと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

この件にかんして地番も本当は書いて出したかったんですけど、やはり個人的なものがこのあれで漏れたらいかんという配慮の指摘がありましたんで、地番等は伏せらせていただいております。

私が一番気にしてますのは、その相手方、A氏ですよ。名前は出せません、分かってますけど。A氏の方は町がしてくれたがやけん判は押さないということなんですよ。もともと、A氏も分かっているわけですよ。B氏の家がずうっと先祖伝来、何代も前から耕作した田んぼということはお互いが知っちゃうわけですよ。そこは、A氏もB氏も、親とかおじいさんの代からその隣合わせで田んぼ作ってきよったらよね、それが誰の土地やったかは分かっていますよ。だから、この際、町が、取り方によったら私にしてくれたんだから、もうあんたにあげないですよということになっちゃうと思うんですよ。いきさつ抜きにしてしまっ。

恐らく課長が言うように、最初、こことこの現地とが合わんときの対策として、このまま測量を済ませてしまったら、普通、無番地は国有地になるというように私は認識しております。それは課長も全く同じ認識だと思います。それはなぜかといったときに、ちょっと飛躍しますけど、うちの義理の父が替え地をもらうときに無番地を、田野浦の所で無番地やったから、それを国有地にして国有地にも県に払い下げて、県から町に来て、もう7年か8年かかってやっこの名義変更できる流れがありましたんで、国有地になったものを個人には絶対売却できないという、田んぼを県が要るわけもない、町も要るわけもない、使用の採用がないですよ。ああいう広場の近くでしたら駐車場にしますとかいう名目で払い下げがお願いできますけれど、田んぼですよ。今更これ、一番スマートに行くのは登記されたこの土地か、もしくはこの土地をよね無番地に戻すことができるもんなら無番地にしてあげたらよね、ほら一番ええ。両方の無番地の部分を無番地にするというのが一番いいんですけど、いったん登記したものをよね、なかなかゼロ番地にはならないと思います。それはまた、法律的にもできないことだと思います。いったん番地を付けたものを番地を消すという。番地の地番が間違っちゃうたけん地番訂正はできると思いますけど、マルマル番地の何番、マルマル番地の何番というものをよね、全部ゼロにすると。無番地にするということで、国有地化するということはまずできないと思います。

一番、双方のあれですけど、私が出て行って相手方のお話は聞いてないです。これはなかなか聞きに行けません、私も。まあB氏は、私もこれずうっと2年ぐらい前から相談されたことです。ほいで、若干、自分にも親せき合いになるもんで、かなりかなりこんなことは言われませんが、抑えてきてましたけど。もう高齢になってきてますのでここで決着付けとかんことには、何らかの方法でB氏がこれで納得してくれればそれでよろしいです。それにもやはりこのままではいけないと思いますんで、やはりそのときの事業は町がやった事業であって、やはり職員の方がそこで説明したというように聞いてますので、やはりそこについてはなるかならんか分かりません。やはりA氏、B氏に対して、やはり再度その流れを、きちっとした説明をされてあげな

ければ。

やはり、B氏としては、おじいさん祖父の代から作りよったものがよね、この地籍調査さえせざったらおれのもんやったに。番地があるかないか、そんなことは関係ないんで、作りよう方には。そういうことではやはり割り切れないと思うんですよ。実際に。私これ、ほんま言われんことを言ってしまいました。だからといってここで問うてのはなくって、A氏、B氏に対してもう少し理解のいけるような、もしこのままになるならなるで、それはもう仕方がないと思います。町のできることをやって済んだことであってよね、どうしようもないもんであれば。やはりA氏、B氏、一番いいのはB氏に戻るようになるのが一番結構なことだと思います。で、不可能ならば不可能なりでよろしいですけど、やはりB氏に対して、こうなった結果、こういう結末になりましたということで納得していただける説明は町がすべきであると私は捉えますが、そのへん再度。しわいです、嫌じゃろうけど、私がやった仕事やないけんのうと言われても困りますけど、まあ持ち場は変わって、今、あなたがその責任者になっております。

で、一番難しいは年数がたち過ぎちようことです。もう8年以上経過した問題ですので、なかなか時の流れということで風化する分部もありますので、そのへんは難しいと思いますが、やはり私としては、仮にB氏のもんにならったとしても、やはりB氏にもきちっとした流れとか、一番いいのはA氏に説明、B氏に説明していただける、それを行政責任としてすべきではないかというところを私は持っておりますが、そのことについてどうとらえているか、行政として。責任があるからしますとかいう気持ちがあるのか、そういう責任感を持っているのかということについて、再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

先ほどご答弁したとおり、再度ご説明をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森議員の一般質問の途中ですが、この際13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 46分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

森君。

11番（森 治史君）

そしたら午前中の引き続きで、3問目の地域要望の事業について問うについて入らしていただきます。

皆さんのお手元にあまり、お配りさしてもらっております写真が添付されておると思います。それが今回、私が質問の中で工事が済んだ分部ですが。元来でしたら、この水が落ちる方が普通の所は低くなっておりますけど、私のとこの造成は50年来の造成の関係で、しかもこの場所は後から埋めた場所なもんで、なかなかその溝のあれも狂ってきております。

そういう関係で、実際この1枚目の、一緒かどうか分かりませんが、一番上に付いてるとこなんかでしたら、逆に大きなヒューム管が入って、双方から来た水を抜く所の位置で、一番降り口の方が高いがです。水が落ちる場所が高いので、これどうしようもなくって。これ、まあ素人はできないので、今回シルバーさんにお

願いたんですけど。割ってもらって下げてもらって、20センチぐらい一番極端な所は掘り込んでもらって、そして、この次のとこのように流れるように。で、絶えず水が一定限たまる所がありましたもんで、それにはどうしてもその両脇、真ん中、30センチスコップが入る程度の深さにして周囲を10センチないし15センチ上げることによって、排水がいつでも絶えず流れることによって、というような考え方で工事をやっております。ほんで、どういうわけか、水の最初の所の方が低く、たまっちょう関係がものすごくありました。これは工事してから地盤の関係もあって、災害になってる部分があります。それで今回はそのことについていろいろな方法があるかと思いますが、ひとつそのことについての質問をさせていただきます。

部落内の排水路、これ通称うちでは大溝というようにやっております。この水の流れが悪く、夏場等は、なるまでの早い時期から、蚊の発生とか異臭などの衛生面等の問題が起こっておりますので、この溝の改良工事を地域要望で毎年申請は挙げてきておりました。6年ぐらいか、まあ7年ぐらい前に一度やっていただいております。けど、それからずっと毎年やってもらってなかったもので、毎年の申請に対しては執行部からは毎年、言葉は悪いかもしれませんが、あつたかい答弁で、ほかとの整合性とか、検討中とか、財政的とかいうような、そういうような答弁が多かって、今すぐにはほかとの兼ね合わせがあつて、手は付けられませんというように答弁をいただいてきておりました。その関係で、その住民からは絶えず要望のあります、水路の改良工事がなかなか進んでいきませんでした。

そこで考えてみれば、町内それぞれの集落からさまざまな要望が挙がってくる中で、執行部の方も町の財政を考えながら、各集落に配分をしながらの予算を組んでおると思われます。そうすると、なかなか順番は回ってこないというような思いになりまして、元来ならば町有の排水路なので、当然、町がすべてをすべきではあると思います。こういうことをすべて町の方に事業をお願いしてはなかなか順番が回ってこないという思いから、23年度の地域要望の申請の中で、地区内排水路の工事については部落の方もそれなりの負担をすれば早期に解決ができるのではないかと考え、この工事につきまして資材、いわゆる生コンの補助の方で申請を提出致しました。町の方からは気持ち良く、すぐに資材20万をつけていただきました。最初40メートルの改良予定が、そのおかげで約120メートルぐらいだと思います。測ったわけじゃないですけど、それぐらいできてると思いますが、今回、町が取ってくださった資材補助には、大変、私と区長代表として感謝しております。

ところが、なかなか部落内でのことでありますので、排水路の底を掘り下げたりとか、型枠等の仕事は部落のみんなの執役ではできないので、そのへんをシルバー人材の方の経験のある方々にお願いをすることで改良工事に取り組みを致しまして完成を致しました。まあ、このように町の財政なども考えればすべてをお願いするのでなく、受益者の部落の方にも一部負担をすべきでないかとの考えで去年度はやってきました。そこで頂いた生コン代含めて、工事費が約62万前後になるかと思えます。20万引いても、部落からの持ち出しが約42万円になります。この金額は、かなり戸数があります、私の部落は、250超すような戸数がありますけど、まあ、そこはそれぞれの部落の区費の違いとかもありますので、そういうところは申しませんが。やはりなかなか大きな金額の、予算的には、部落予算からしますと大きな額の持ち出しであり、毎年こういう計画で進めていくとすれば、なかなか排水路の改良工事についても大きな問題点となります。

そこで、これは小さい部落、大きい部落、それぞれ戸数とかの規模もあります。内容もあろうと思えますけど、部落の方から、各集落から提出される地域要望の申請の中で、まあ40万前後、50万ぐらいの工事であつて、一部部落が負担をするとの要望が各集落から出てくるかどうか分かりませんが、について要望があつた場合についてですが、これは、すべてそういう方法を取れというのではなくって、部落要望として、これはすべて町でやってください、この分部については私どもも負担を致します、これはこういう形でやらしてくださいというような一部負担の申請も受け付けてもらえるようにすることも必要でないかと。町も財政を考えた場

合に、町も恐らくすべて町がしなくてはいけない、やるべきだということはもう重々分かっております。それでもこの順番待ちをしている間にどんどん環境が悪くなるようでしたら、大きいというか、あんまり極端に少ない集落では、その2割の負担が10何万になってくる、20万なるかもしれませんけど、そういう負担について10万程度の負担でもなかなか厳しいともあろうかと思えます。そういう戸数の少ない集落については全面的に町がやっていくという方法と、ちょっと今回ゆとりがあるので、地域要望の中に一部部落が負担させていただきます、こういうことも認めていただけないでしょうかというように各部落が出てくるようなことがあった場合ですけど、それを、まあ本当言うたら建設業界の方もおいでます。そこをお願いするがは筋かもしれませんけど。

あまり小さい金額の場合でしたら、逆にシルバー人材と行政が契約を結ばれて、完成後、その事業費の20パーセント程度を各申請した部落が負担をするという内容での地域要望に取り組む考えがあるかないかについてお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

森議員の3番目、地域要望の事業についてお答え致します。

地域要望につきましては、大変多くの要望が挙がってきておましてですね、なかなか今の財政状況の中ですべての要望にこたえていけないところがございます、大変心苦しいところもございます。が、精いっぱい頑張っておりますので、またご理解もいただきたいというふうに思います。

そこで、森議員の地域要望事業についてのお答えでございますけれども、まずシルバー人材センターとの契約でございます。町としてはですね、工事の規模や内容、金額などにもよりますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律や町内の建設業者のことなどを考えますと、シルバー人材センターに工事を請け負わせることは難しいというふうに考えております。ただし、部落がですね軽微な補修等を行う場合には、また原材料等を今後ですね、提供につきましては考えていきたいというふうに思っております。

また、事業の20パーセント負担につきましては、合併前の旧大方町では県の補助事業を取り入れて行う場合、補助残の2分の1、事業費の割合にしますと25パーセントの分担金を頂いてきた経過がございますので、今後の検討課題というふうにしたいと思っております。しかし、先ほど議員が申しますようにですね、これ町全体に影響するもの問題でございますので、今後は検討については慎重な検討が必要かなというふうに考えております。

大変このご質問はですね、町財政状況やですね事業の進捗状況等を考えていただいた前向きなご質問をいただいてですね、本当にこう歯切れの良い答弁になっておりませんが、そのへんご理解いただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、なかなかその検討はしていただけるというような答弁ですけど。

私が事業費が40万が大きいか、30万が小さいか、そのへんの区別はつきません。けど、やはり今回はたまたまそのセメンの量が20万頂くということは、こんだけできるかというように素人なりに驚いております。その20万の生コン代で、若干、生コン代は足が出ます。多少は出ます、その計算上。20万以上を予定して工事はします。少なくとも、そのシルバーを使うことができないと言われますけど、今回も丸々途中からシルバーとの契約にして部落とということに話を担当の課ともやっておりましたけど、やはり出てるものが原材料の補

助ということで出てるので、そういうことはちょっと難しいと言われることになりまして、それで部落とシルバーとのあれで契約を結ばせてもらいました。私も、何もその既存の建設業者さんがするような工事のことを言うつもりはありません。また、そんなものはやはり業者の仕事を取ることになります。そこで働いてる方の生活圏にもかかわることですので、そこまでは言いませんけど、まあ2、30万の間でできると。で、生コンが足らなければ、それは部落がまた余分に出すとかいう形でやっているとします。

今回、特に経費の一番必要になったのは、どうしてもこの底面を割って下げていかないかんという事業がありましたんで、そこで人数が食うたことと。それから、こういう工事には必ず役場の方から、私らも選挙の後のベニヤ板を頂いて、垂木を頂いて、そこで経理をないようにやってきておりました。けど、その関係で若干こう真っすぐにならんとこもありますけど。その公共事業のとらえ方ではなくって、本当その部落のやる改修工事というようなとらえ方に変えていただいて、その何百メートルも一遍にするんじゃなくて、20メートル程度だったら軽微な経費になろうかと思えます。ほんで、そのへんで検討が願えたらありがたいんですが。

まだ、シルバーを使うということも一つの方法だと思うのは、役場のお金、部落のお金、住民のお金ですが、これがやはり町内でお金が回っていくというお金のサイクルもできると思えます。当然、200万掛かる工事をやっていただいて、そのうちの25パーセントを私らが見るということも結構なことだと思いますけど、それならばもう少し軽微な、30万前後までとかいうような形でも結構ですが、そういう形でできる範囲をちょっとでも進めていくということが、町の財政も考慮しながら、なかなかこの大きくなってきた黒潮町全体の地域要望をなかなかその財政で賄うことは難しいと思えます。

そういうところから含めても、いろいろその公共事業の出来上りのこととかがあると言われても、もう私らの方としてはすべて行政にお願いをして、その工事をやっていかないかんになります。そうすると、住民の地区代表として、大概の部落の方々がそのへんがあろうかと思えます。なかなかそのところが地域の住民の要望に答えられなくなってきました。それを少しでも早く片付けていくには、双方がお互い助け合う言うたらちょっと言葉がおかしくなるかもしれませんが、役場に頼るんでなくて、地域もやはりそれだけの負担はさしていただきますよというような形で、20パーセントが駄目なら、以前あったような県の補助事業を利用した25パーセント、それでよろしいかというような形での事業の進め方をしていただければ、なかなかその前向きに進む、まあ実際、執行部の方も毎年毎年検討するとか検討課題とかいうような回答を出すのも、なかなか心苦しいところがなかろうかと思えます。これはあくまでも私のお願いとして言ってるのは、そういう要望も取り入れたことでの地域要望に取り組んでいただけないか。これ、小さい集落の方まで押し付けて、こういう形やからここらへんできんがということをやってはいいただきたくないんです。どうしてもその地域地域に持つてる予算というものがありますので、事業費なんかの。

うちらも実際言うて、この事業費の中にはこういうこともするし、敬老会もする、盆踊りもする、それから厄入りとかのお祝いなんかの経費もこの事業費の中に組んでおりますので、意外とその今回、やってみなければ分からないということで、1つは冒険でした。私としても、区長判断としてゴーサイン出して、もうやりましょうということで勝手にやったんですけど、三役と話した結果で進んできました。持ち出しがかなりきつくなりましたけど、まあ会計さんの方も何とかやりくりがつくと、今年は。これで良かったがじゃないかというような評価はいただきました。また、住民の方々も良かったというような評価もいただいております。強いて、それが良かったという評価は、行政もいいことをしてくれたという評価につながると思います。そういう面も含みますので、まあ、何か契約法とか、公共事業のその安全性とか、出来上がったものの精度とかいうことを言われるようになるということであれば、まあ逆に言われんけど、部落と結んでもろうたもの2割だけ負担、25パーセントでも結構ですけど、そういう負担をするというような方法もひとつ取り入れてもろうて。

ほんで金額も、言うたら既存の建設業者さんが受ける程度のもんじゃないかって、本当軽微な程度のもんで30万前後のものをそういうような方法で取り組むように再度財政面考えて、部落としてもこれかなり協力していかなければいけないという考え方に立っての質問であります。

それから、これはあくまでもすべての集落にこの方法を取ってくれじゃなくって、そういう要望があった場合、それを検討していただけるか。そして前向きに検討していただけるかということでのあれで、再度あれになります。

間違わないでくださいね、これ。すべての事業をこれに当てはめるんじゃないかって、各集落で大きい小さいがあって、そういう負担をしてもいいからやっってくださいというような要望を検討としてやっていただけるかどうか、そういう受け付け方ができるかということで、再度答弁の方をお願い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

シルバー人材センターの活用のございますけれども、先ほども言いましたように、工事の内容とかです、金額あたりもいろいろあると思います。そういった中でですね、なおかつ建設業、町内の建設業者のございますので、そこらへんはですね、今日、シルバー人材センターにお伺いしてもよろしいというような返事はなかなか難しいとございますけれども。まあ、そういう方向でですね、少し、できるもんかどうかをですね、もう一遍なお慎重に検討させていただきたいと思います。

それから、20パーセント、25パーセントの負担金の問題ですけれども。この問題につきましては、今、議員が申しましたようにですね、どうしてもやっぱりバランス的な部分も問題になってこようかと思しますので、そこらへんもですね、そういうふうにできる部落についてはですね、そういう形でどんどんどんどん進むけれども、できない所はですね、なかなか負担ができない所は進まないということになっても、町としてはですね非常にいかなものかというふうに思いますので。

全体的にですね、以前からこの排水路の改修の問題につきましては、いろいろ問題がございました。本当にこの公共的な部分とかですね、本当に個人でやらないかん部分とかですね、そのさび分けが非常に難しいところもございますので、そこらへんも整理しながらですね、もう少し整理しながらこの問題については検討が必要かというふうに思いますので。

なかなか、今日すつとええ回答はできませんけれども、できるだけですねそういう事業進ちょくが図れるような形でですね考えていきたいと思ひます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

前向きな返答だというように取ります。

今出ました個人的な水路については個人にご負担ということですが、実際に錦野でありました。家と家との間に入ってる水路がありまして、それについて町所有の番地が付いてるんですよ。ほいで、この番地はどこのがぞいうていうたときに、その溝は町じゃないというんで、ほいで、じゃあなぜ番地が付いちゃうということがあったんです、1回。ほいで、そうやなかったら、そら敷地の中じゃいうことで測ってもらって、当時の職員さんに行って測って、ここまで埋めてかまんが言うたら、いやこれは困る、100坪以上に出ちゃうような話がありまして。そこにつきましてはね、やはり担当の方から、すいませんけど、家と家との間のは町

有地でありますけど、農業用排水路と同じ考え方を取っていただけないでしょうかということ、そのときも資材を頂きまして、そのときには、今、副町長が言ったように、周りの受益者の方々に、あのときは3日かかったかな、バケツで持っていかな生コンが入らん、生コンやないセメントを練って持っていくにもネコからバケツでリレーしてやった関係で、1件当たりが1万8,000円ぐらい掛かりました。それでも納得してやってもらうた事例もあります、うちの方の部落としては。

ほんで、そういう所は部落としてはきちっと、これは個人の分。やはり、こうやってやったことは必ず言われるのは、総会なんかでは。役場の土地やけん、役場にやってもらえと。こういう声があります。けど、皆さん一緒に負担しませんか、負担をしたら早く解決しますということは、総会の中でこういう問題のときには言われてもらっておりますので、ぜひ今の検討を前向きな答弁になるように、まあ行政がシルバーと何かとの契約が、金額がこの程度やったらできるとかいうところまできちっと検討させていただけると思いますので、次回また、このことについては質問させていただきます。

これで私の質問を終わります。

かまん。もう8分残っちゃうけど、ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

次の質問者、濱村博君。

14番（濱村 博君）

初デビュー致します。

町長、公約どおりのご活動、ありがとうございます。また、私がこのような立場に就かしていただいて、町長の活動や活躍を目の当たりにして、ただ敬服致しておるところでございます。

ですが町長、いろいろと問題は山積みでしょうが、体あっての物种です。これ、町にとってはこれから先もずっとずっと大切な体です。幸いなことに、ご覧のようにバックにも素晴らしいスタッフがおることです。たまには体のことも案じて、これから先も頑張ってくださいたいと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。

1つ目の、防災対策についてということについてご質問致します。

昨年の3.11大震災以降、黒潮町においてもいろいろな見直しを実施していただいておりますが、24年度の計画も、この前の全員協議会で書面にて説明を受けましたが、大体どのようなものから手を付けていくのかをお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは濱村議員の一般質問、防災対策についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

昨年の3.11以降、議会においても黒潮町震災対策特別委員会を組織していただいて、町民の安全、安心の確保に取り組んでいただいていることのところです。一方、町におきましても、管理職会や被災地に派遣した職員、防災担当職員です、黒潮町南海地震対策推進本部や同作業部会を組織して、避難対策を中心に取り組んでいるところでございます。

ご質問の、平成24年度の防災対策関連予算の計画はとのことですが、平成24年度の地震津波対策予算は総額8億4,606万2,000円を計上して、全町的にですね地震津波対策に取り組むこととしているところでございます。

この中には、避難道はもとより、国、県の地震津波避難の防災対策事業や、県が津波避難対策等加速化臨時交付金事業などを積極的に活用して、防災対策の加速化を進めることとしております。具体的には、避難道の整備がまず第一だろうというふうに思っております。

それから予算の中身と致しましては、黒潮消防署の庁舎移転建設事業、それから漁業集落環境整備事業で佐賀地域の避難道の整備を進めたいと。それから、大方中学校や保健福祉センターなどの公共施設の耐震化、それから自主防災組織の強化ということで、みんなで支える補助金を利用してですね、強化を図っていききたいというふうに思っております。

それから、避難タワーの建設ですが、まだ位置については表明できておりませんが、避難タワーの建設も今後進めていきたいというふうに思っております。

それから、浸水予想区域内の消防屯所や集会所の建設なども考えております。また、役場、庁舎移転の予定地の購入関係ですけれども、有利な起債制度ができたことと併せて、庁舎建設にも合併特例債よりなお有利な起債ができましたので、庁舎建設につきましても事業進ちょくを図りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14 番（濱村 博君）

どうもありがとうございました。

今、計画書の中でも見させていただいたんですが、質問しようと思ってたところ、その消防屯所の移転という件が出ましたが。

これもなかなか全部が1回には可能ではないと思いますが、これはある程度の優先順位とか、そういうのは付けておられるのでしょうか。

再度お伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再質問にお答えしたいと思います。

消防屯所の移転につきましては、優先順位まではまだよう付けておりません。基本的にですね、町内で消防屯所で、現在の浸水、予想される浸水区域の中にある屯所が10屯所だったと思いますが、それについては計画をしてまいりたいと思いますけれども、用地の問題ということもありますので、用地が片付いた段階で対応してまいりたいというふうに思っております。

しかし、先ほどの答弁の中で集会所の話もしましたが、集会所、屯所につきましては日ごろの利便性というものが大変重要な問題ですので、特に集会所は高台移転だけでなくでですね、日ごろの利便性を考えたこと。

それから屯所につきましても、同じように、あまり遠くに行かない程度の所で高台が準備できた所につきましては、対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14 番（濱村 博君）

大変頼もしいお答えいただきまして、ありがとうございます。大変お金も掛かることではしょうけど、なるだけ早く実行できるようお願い致します。

そしたら、第2の、若者定住の住宅建設についてということでお伺い致します。

皆さんのおかげで、三浦小学校も4月末には完成を迎えます。将来のことを見据えて、地区内に若者定住の住宅建設の予定はないかをお伺い致したいと思えます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは濱村議員の2問目、若者定住住宅の建設について、通告書に基づきましてご答弁申し上げます。

親が子を思い、子が孫をと思いを連ねていって、地域を守っていくことは大変大切なこととございまして、これはどこの地域の方々にとっても同じ思いだと私は思います。地区から小学校がなくなっていくことを思うと、大変寂しい思いがします。私も想像でしか言い表せませんが、子どもを失うような気分になるのではないかと思います。

先ごろ、議員のご質問を受けまして、教育委員会から資料を頂きまして、三浦小学校のこれからの6年、そして、これまでの6年を児童数を見させていただきました。そうしますと、平均50人前後で推移しております、比較的安定しているように見えました。私事ですが、自分の出身校を見てみますと、6年後には1けたになっているような状態で、あらためて親として地域に子どもを残せなかったことを妙に責任を感じているところでございます。

小学校のその存続といったことで将来のことを考えてのことかと思えますけれども、小学校を末永く利用するには、もちろん児童数の確保が大きく影響するわけでございます。それにはまず親の就業機会の安定、そして拡大、それには産業の改革なり、何なりの条件が必要になってこようかと思えます。

仕事が増えればまた、住む所も必要となってきます。この件にかんしましては、平成22年の5月30日付で田野浦地区と出口地区のそれぞれ両区長さんのお名前でご要望をいただいております。その要望書の内容から見ますと、この三浦地区に住む所がないので、仕方なく四万十市に借家をしながら黒潮町内に仕事に来られているといった若い人たちもいるということでございます。そういったことを、地区の方なり、役場の職員も聞きつけてみますと、個人の都合はどうであれ、住む所を一刻も早く探したいと思うのは当然のことではございます。とは言っても、にわかに住む所と言ってもそうそう見つかるものではなくて、結局のところ、住宅供給の多い四万十市に行ってしまうのが現状であろうと思っているところでございます。

そこで、その若者定住の住宅ということについてでございますが、要望のあった際に、その都度、早急な対応はできませんとご回答をしているところでございます。その理由と致しましては、地区別懇談会のときでも財政シミュレーションの資料の中で、公営住宅の建て替えがもう耐用年数を過ぎまして、30戸ほど建て替えの予定をしていることもご説明をしているところでございます。

加えて、20年前から現在に至るまでの人口の推移を見ましても、右肩下がりで減っている状況を見ますと、住宅を新たに増やす環境にはないのではないかとこのふうなこともございまして、そういったご答弁をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14番（濱村 博君）

いろいろと内容があったのですが、だいぶん課長の方が上手をいっておまして、聞きたいことが先に答えられたような状態になっております。

ですが、皆さんのおかげでせつかくいいものができました。ほんで、いろんな面からも、環境的にも今言われている震災関係からも、これほど整った学校はないと思っております。それは、今、課長がほとんど、話の中に出てきましたが、みんな住宅事情から町外へ出て暮らしている人がおります。それに聞くところによれば、その住むところがあつたら帰ってくるのにと、そういう声を多く聞きます。

それに、せつかくきれいにさせていただいて、いい環境の学びやができておるんですが、いまだに、やっぱり児童数の減少から複式学級が続いております。せつかくいい環境にできたものもそういう複式学級、まあ、ほかの学校にもあろうかと思えますけど。こちらばかりの勝手も言えませんが、できたらいい環境である、その中身までも充実した、いつまでもにぎやかな学校であってほしいと思って、この質問をさせていただきました。

ただ、町の方に丸投げするだけやなくて、これが前向きに動いていただけるということになれば、私どもその用地の件も含め、できる限りの協力はしたいと思っておりますので、どうか前向きによりしくお願い致します、質問を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで濱村博君の一般質問を終わります。

次の質問者、下村勝幸君。

2番（下村勝幸君）

それでは通告書に基づきまして、今回も一問一答式の形で質問させていただきたいと思えます。

今回、大項目3つありまして、まず1つ目、道路事業の進ちょく状況についてということでお聞きしたいと思えます。

まず1つ目がですね、県道秋丸佐賀線についてということで、平成22年の6月議会、これは同僚議員ということで、矢野議員ですけど、以前からこの問題取り上げていただいて、答弁をいただいています。その中で、22年から23年度で分筆登記等を行い、24年度から本工事の見通しであるというふうに答弁をいただいております。これが24年度ということは今年になります、本当にですね、それが予定どおりできるのかどうか、本工事が始まるのかどうかということですね、まずお聞きしたいと思えます。

これにつきましてはですね、今までの概要といいますか事業の流れ的にはですね、最初はその国有林の中の登記がかなり大変で、億オーダーのお金が掛かるんじゃないかということが当初は言われてて、それが登記ですね、その事務手続きが割とですね簡素化してできるということで、22年、23年度で分筆登記に集中して取り組んだという形で取り組んだという形の答弁をいただいておりますので。そうなってくると、24年度からですね本当に本工事が始まるんじゃないかなということで、このことについては町民の方もですね、やはり黒潮町から四万十町へ山越して抜けていく方も大変多いです、実際、今度、四万十町から黒潮町側へですね来られる方も大変多いという、本当に大事な道だと思いますので。

このあたりどうなのか、まずお答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは1番の道路状況の進ちょく状況について、カッコ1番の県道秋丸佐賀線の改良計画についてのご質問にお答え致します。

県道秋丸佐賀線につきましては、四万十町と黒潮町を結びます総延長約 11 キロメートルの一般県道でございます。当路線は地域間の交流を図り、沿線住民の方々の生活を支える重要な路線の 1 つであり、高知県が以前から整備を行ってまいりましたが、現在、川奥地区で未整備区間が約 2 キロメートル残っております。当区間につきましては、現道幅員が平均約 3 メートルと非常に狭隘（きょうあい）で線形も悪く、大型車両などの通行に大変支障を来しており、また、雨量の規制区間でもございます。

当未整備区間につきましては、高知県にて平成 21 年度から用地調査に入りましたが、用地の大半が四国森林管理局所有の国有林でございまして、用地測量や登記事務手続き等に多大な時間と多額の経費が掛かりました。現在、用地買収につきましても順次進めておりまして、平成 24 年度から四万十町側より工事に着手したいと、高知県幡多土木事務所よりお聞きをしております。

当路線は、災害時等に国道 56 号が通行不能となった場合、緊急輸送道路としての役割を果たすとともに、地域活性化を支援する重要な路線でございます。今後も高知県に対して重点的に整備を進めていただき、早期完成に向けて強く要望をしてみたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今、これ以上ない答弁いただきましたので、もうこれ以上の質問は致しません。早くですね早期着工、そしてまた完成できるように、今後ともまたよろしくお願い致します。

それでは 2 つ目の質問移ります。

2 つ目の質問は、これもですね以前から質問の中に出てくる、国道 56 号線の浮津橋の歩道の拡張工事について、平成 23 年 3 月議会、これは門田議員の質問に対する答弁だったわけなんです。関係者の了承も得られているので、早期の事業着工に向けて要望活動を実施していきたいという答弁をいただいております。これはちょうど 1 年ぐらい前になりますが、その後どういう進展があったのかをぜひお聞きしたいと思います。

これも本当に当初はですね、なかなか難しいような感じのお話もありましたが、地元の出身の議員さんであったり、また、地元の方ですね本当のご尽力によって、皆さんの了承をいただいて、その工事がですね進められるという状況に至ったというような報告をいただきました。

また、そのときの答弁を見ますと、新規要望についてはなかなか採択が難しいので、事務所も大変苦慮をしているということでありましたが、ちょうど 1 年たちましたので、ぜひその後の進展状況をですね、お聞かせいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、下村議員の道路事業の進ちょくについての 2 番目、国道 56 号線浮津橋の歩道の拡張工事についてお答え致します。

この件につきましては、議員もご承知のとおり、工事着工に向けては早くから地元の関係者のご理解とご了承も得られておりまして、23 年度始まって早々に中村河川国道事務所にもお伺いして問い合わせを致しましたところ、事業化さえできれば今すぐにでもやりたいというお返事でございました。

この事業は、現在行っております国道 56 号の大方改良の工事とは若干趣が違って、国土交通省のパンフレットにもございますように、大方改良の早咲と下田の口部分になります、いわゆる国道とのすり合わせの部分、

交通安全対策事業、略して交安事業というふうに言われております。その事業と同じ部類の事業でございまして、現段階ではその部分の工事ともども、事業化をただひたすら待っているといった状況でございます。

町と致しましても、この件以外のことで国交省に赴いた際にも、くどいように、どうなっているかというようなことを担当課長に面会を求めているのですが、いい返事もいただいております。ですが、3月に入りましたんで、もうそろそろ先のことも見えるのではないだろうかということで、その後の状況をお伺い致しました。

これから先は、あくまでも私の印象ということでお断りをしておきたいんですけども、担当課長からの話を聞く中で、このような印象を受けたというふうなことにお聞き願いたいと思います。課長と致しましては、やりますよと言いたくてうずうずしているといった状況でございました。といいますのは、事業化に向けた予算要求の資料、図面等を一式見せていただきまして、それによりまして、歩道の構造は現在の車道が情報ボックスを抱えておりますので、いわゆる破壊行為、それに継ぎ足す行為ができないということで独立橋、幅員2メートルの独立橋を考えているようでございます。そして延長は75メートルになりまして、事業期間はおおむね3年間を予定し、事業費はおおむね3億円ということでございましたが、担当課長と致しましては事業の前倒しを行って2年間でやりたいというふうにご意気込んでおりましたので、うずうずと感じたようなことでございます。

では、事業化になればどのように進めるかとさらにお伺いしますと、まずは件案の用地買収に入って、そして、ピア、橋脚ですね。橋脚を建つ位置のボーリング調査を進めまして、随時、実施設計に入りたいというようなことでございました。

でありまして、これも私の印象ということでございますので、こういうご答弁でご勘弁を願いたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

課長の方からですね聞いていると、なかなかいい印象を与えられたような感じで、今聞いてたんですが。

ぜひですね、いろいろこういった公共事業やるにおいて、一番やっぱりネックになってくるのが地権者であったり、その関係者でありますので、その方たちが協力するというふうに言ってくれている事業ほどやりやすい事業はないと思いますので、課長、ぜひですね、国交省の方たちに嫌われようともですね、気合を入れてですね、もうこの町のために精いっぱいお願いをしたいと思います。これについてはですね、まあ今からまたいろいろと交渉をしてもらわないといけないと思いますので、これについてもぜひ頑張っていきたいということだけ述べて、もう次の質問へいきたいと思います。

大きい項目、2つ目の質問です。

これは地震津波対策についてということで、これもまず2つありますが、まず1つ目から順番にいきいたいと思います。

まず1つ目。震災発生後、1次避難した後、すぐに始まるであろう被災者救済に向けての訓練と、その準備状況の実態について問うというものです。

例えばですね、今、震災が発生したとして、避難した人たちが1次避難場所で1日から2日間、命をつないでいける状況にあるのかという質問であります。これはですね何で質問するのかというと、実は私の地元で、2月12日に地区の防災訓練を行いました。で、そのときに、まあ実際炊き出し訓練であったり、今、いろいろと資機材を準備していただいておりますので、その資機材の利用の訓練であったり、そういったことを行ったわけで

す。

で、そのとき私一番感じたのは、まだですね、その資機材が、まあ、ちょっとうちの地区のちょっとこれは恥ずかしいところになるかもしれないですけど、その資機材のほとんどがですね、そのダンボールに入った状態であって、まだ梱包（こんぼう）状態がですね、ばっちり整えられた状態。で、こういう状態で、もしも万が一、今、本当に震災があつて逃げ込んだときに、自分たちでこれで生きていけるんだろうかという率直に印象を持ったのがこの質問の趣旨です。

で、そのときにですね、もちろん発電機をかけて、実際に投光機を動かして、実際にライトがつくのか。夜間だったらそういうこともしないといけないので、そういうことをやりましょうということで燃料タンクの確認もしますが、もちろん燃料タンクなんかもまだ段ボール箱に入った状態ですので、中身は空っぽの状態と。で、中に入れるであろうオイルなんかもですね、そこにセットでありましたので、そのときはできるんですけど、そういう状況の中で本当にできるのかなと。

これは、例えばうちの地区だけの問題であればですね、まだほかの所はちゃんとやってればいいんですけど、ほかの地区もですねこういうことはクリアされて、いつ逃げ込んでもすぐに対応できるような状況になつてのかどうかですね、そこらへんの実態含めてまずちょっとお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは下村議員の一般質問にお答えしたいと思います。

地震津波対策ということで、基本的に自主防災組織の活動の状況から質問されましたけれども。

今、ご質問ありましたけれども、上川口地区につきましてはですね、自主防災組織の活動が町内では活発な地域と自分たちは考えております。自主防災組織の計画に基づきまして、地元の計画に基づきまして活動をしていただいておりますというふうに考えております。

そういう状況の中で現在のご質問ですけれども、町の自主防災組織の全体的な状況はですね、24年度予算で全地区に資機材の整備は対応できるというところにあります。

そして今度、その組織の活動状況ですが。残念ながら、まあ自主防災組織ですので、ある程度自分たちで動く、自助、共助あたりでお願いしたいというのが町の本音ではございますけれども、今ありましたように、資材は整備はできたが、ダンボールの中という状況にある所もあろうかと思いますが、今後はですね、一番大事な避難をして、いかに生き延びるかという状況ですので、そのあたりを含めて地元対策に入りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今ですね、24年度中で資機材の整備はほぼ終わると。で、今からはその地区ごとに入って行って、実際にそういうものができるかどうかの訓練とかですね含めて対応していただけるというお話でありました。

ちょっと続けて、もう1つだけ確認したいところがあるんですが。そのときにですね、うちなんかでも実際その炊き出しを行うに当たって、まあ普通に考えたら、米なんかもですね、もちろん備蓄してなかったらそこにはないわけですし、水も、そこにちゃんとしたものがなければその水も使えないわけですし、ご飯炊くのですね。いろんなことを考えていくと、その食べるためのその備品についてもですね、相当考えていろいろな

ものの備蓄状況もですね、例えば、無洗米を用意するとか、水なんかもほとんど使わなくてできるようなもの、また食器類も極力、何て言うんですかね、うまく回していけるようなものを準備しておくとかですね、かなり今度、実際の部分に入っていくと相当練り込んでないですね、その実態に合う状況にならないようなものが結構出てくるんじゃないかなというような気がします。

まだ、その津波の想定高がですね具体的な高さが出てこないんで、本格的なその備蓄状態をその場所で再現するというか、準備をしていくっていうところはですねなかなかやりにくいかもしれないんですが、ぜひですね、課長、そのあたり。今後、想定高も出て、ここはもう1次避難場所として設定を、ここでは確実にこの場所になるという所が出た段階ですね、ぜひその資機材が本当にそこですぐにも使える状況。例えば、燃料、ご飯なんか炊くには、そのまきが必要であったりとかですね、いろんなものがあります。で、自分たちもやってみて、ああ、これが要る、あれが要るということで、後で考えて気が付くものが相当ありましたので。

そういったこと含めてですね、24年度各部落に対して、ぜひ一度こういう訓練をやりながら自分たちの地区で必要になるものをもう一回洗いざらい総点検してくれというようなですね働き掛けをやっていただけるかどうか。

まず、その点をですね、まず約束していただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、自主防災組織の強化のことだろうというふうに思いますけれども。

基本的に、さっきも答弁致しましたが、自主防災組織につきましては基本的にはですね、自助、共助の部分に入るだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。こちらから入って調査という部分ではないのですが、今ご質問のあったあたりをですね、必ず一度は自主防災組織で実験といいますか試験をしてもらいたい。そこでふぞろいのもがありましたら、またそのあたりは今後検討していきたいというふうに思っております。

しかしながらですね、行政の方としてはやっぱり備蓄関係がメインになってきます。備蓄というのは誰もが対応、食べれるというか飲めれるというか、そういう備蓄を今、行政の方は進めておりまして、現在はですね、今の津波想定高に対しての町内の備蓄という部分でございますが、現在の想定の中ですけれども、避難者が5,538名、それから飲料水が1万6,614リットル、食料が1万9,937食、毛布が4,635枚というふうな状況になってます。これはですね、公共備蓄の基本なんですが、被災1日が公共備蓄、行政の備蓄で対応しようと。それで、後、外部から支援が来るのが4日目ごろからというふうに考えられておりまして、その後2日、3日の話ですが、それにつきましては地域の流通備蓄で対応しようというのが県の基本、町の基本に置いております。

町の方では、備蓄についてはですね、町内の流通業者との協定を結んでおりまして、そのような対応はできるわけですが、全体を構える、店の方が少ない関係で全体をなかなかカバーできないかなという心配はしております。が、農家に備蓄が多分あるだろうと。自分も米を作っておりますので、1年以上の備蓄は持っております。そういうような状況をですね、今後は調査といいますか状況を確認しながら、そんな方向でも備蓄を検討したいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

だんだんですね話が備蓄になりましたんで、ちょっと2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問がですね、今の備蓄の関係のお話になりますが、1次避難場所へですね各家庭ごとの備蓄体制を支援していく考えはないかというのが2つ目の質問です。

これは、今の課長のお話もあったようにですね、公共的に備蓄をされるものは、やはり2次的避難場所であったり、大きな所にですね大量の水であったり、毛布であったり、そういったものがかなり置かれると思うんですが、やっぱり1次避難場所になるような所は、その地区の集落の方たちがですね、取りあえずそこへ逃げ込もうというような感じで造られる場所であろうというふうに思います。で、ましてですね、その各家庭状況によって、その当初、1日目、2日目ですね必要になるものっていうのは、結構ですね、まあもちろん家庭状況にもよって変わってくるもので、やはり、例えばもう定期的にこういう薬だけはずっと飲んでいておられるということであれば、そういったものをですね、例えばそういう所に置けるのであれば置いておく。また、女性が多い所であればですね、そういった女性特有に必要なようなものをですねそこに置いておくとか。小っちゃい子どもがおるとか言えば、ミルクがそこに置いておきたいとかですね。やっぱ各家庭ごとによって備えておきたいものっていうものは相当、バリエーションというかですね内容があると思います。

で、自分もですねちょっといろいろ見てみたら、そういったことをやはり実施している自治体というかですね、自主防災組織もやっぱりあってですね、具体的にまあ公共の、まずその備蓄品に頼るよりもですね、まず自分たちで本当に必要なものは必要な場所に置いておく。で、黒潮町なんかは、もう5分以内に逃げないといけないというような状況の中で、いくら枕元にですね常に持っていくものを置いておくと言ってもですね、なかなかそこには限りがあって、うちのものをですね、そこへ探しながらっていうような時間は私はないと思っています。ですから、とにかく逃げるといった状況になったときは、あの場所に行けば、せめてうちが必要とする備蓄品はあそこにはあるぞというですね、ものがそこに置けるのであれば、ぜひその方向でですね町として何とか支援をしていただけたらと思います。

で、その支援の内容もですね、別に大きなものを準備してくださいとか言うんじゃなくて、例えば各家庭用の物が入られるようなポリ系の何か容器であったりとかですね、そういった場所をですね提供していただくとかいうようなレベルでいいと思うんですが。

そのあたりの考え方は、町としてお持ちでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再質問にお答えしたいと思います。

今、備蓄の種類について私の方から先に答弁さしてもらいましたが。基本的にはですね、今ありましたように、生理用品とか、トイレとか、子ども用のおむつ、ミルク。こんなものですね備蓄計画の中にはもちろん入っておりまして、その方向ではですね、公共でそのあたりは整備していきたいというふうな思いをします。

ご質問本題の、各家庭の希望に沿った備蓄という部分ですけども。これにつきましては、確かに理想的な備蓄だろうとは思いますが、まだ町の一般的な備蓄がですね約6割弱の状態ですので、今の段階では一般的な公共備蓄を優先させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

ちょっと、その件についてもう 1 回いきます。

あくまでもですね、僕はその中身を町の方をお願いするというよりはですね、そういう体制をですね町の方で準備する考えがあるのかなのかということですね、ちょっとお聞きしたわけなんですけど。

そういう方向の考え方はあるのかなのか、もう 1 回だけお答えください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的なことを言うて、ざっくりになります。現在のところ、そこまでの考えは、今のところは整備していきこうという動きにはなっておりません。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

もうこの問題はですね、まあ言ってもあれなんで、もうこれでやめますけど。

自主防の方ですね、ぜひ、例えばですね、こういう方向でうちの地区はですね、こういう形でやっていきたいというような要望が出たらですね、そのときはまたぜひ検討をお願いしたいと思います。

そしたら次の、3 つ目の質問にいきます。

次はですね情報センター事業の収支見通しということで、これについてはですね、さっきの藤本議員の方からのご質問で、もうほとんどの部分が分かったんですが。

まず、趣旨はですね、この 4 月から本格的に自主放送も開始される予定だが、今後の収支見通しをどう考えているか。今年度は一般会計からの繰入金を約 3,300 万円見込んでいるが、今後の複数年度にわたる事業計画を示していただきたいというのが、この質問の趣旨です。ですが、前提としてですね私が言っておきたいのは、その一般会計からの繰り入れをですね認めないということを言っているわけではありません。この事業を始めに当たってですね、当初から私言っていたみたいに、例えばこの事業はある意味公共性を持った部分が多く含まれて、例えば告知端末においてはもう 92.7 パーセントも普及率された。それから、例えばデジタルデバイドの解消ということで、テレビやインターネット、また携帯電話の不感地域を解消するとか、そういった意味で公共性が本当に高い部分のですね事業を含みますので、一般会計から全く、繰り入れちゃ駄目よっていうようなことを言っているわけではないということを含んでおいていただきたいと思います。

それで質問の、先ほどの要旨に戻りますが、こういう事業をやるときにですね、今回、特別会計の形でこの事業をスタートするわけなんですけど、3,300 万円、今回一般会計から入れました。入れます。それで、今後ですね、この複数年度にわたって、どういう形でこの事業が推移していく計画になっているのかどうかですね、まず知りたいと思うんですが、そういった資料というのは作られているんでしょうか。

まずお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

下村議員の一般質問の方にお答えしたいと思います。基本的に収支見通しはということですけども。

これにつきましては、構想の段階で、一度、議員の皆さんにはお示ししてと思います。その後、今年 23 年度の初めからですね本格的な放送というようなこともやっておりますので、現在、収支見通しを持っており

ますので、まあ持っておりますということにしときましようか。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

持っているかと聞いたんで、持っている。ありがとうございます。

それで、そこからですねちょっと深くいきたいんですが、どこまでのですね、その事業計画を作られているのか。私はここで複数年度にわたる事業計画ということでお聞きしたんですが、何年度ぐらいまでのその収支計画、持ってるんでしょう。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

一般的に収支見通しということ、財政とかいろいろあるわけですが、今回作って、まあ皆さん方にももちろんお見せしなくてはならないというふうな思いはしておりますけれども、30年、平成30年ですね。30年ころまでの見通しをちゃんと出したいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

30年度までの見通しを作っているということで。大体そうですね、24年度から始まるんで、まあ最低でも5年計画は作ってないと、ちょっとおかしいなというふうに自分は思ってたわけなんです。これはですね、ぜひ皆さんにお見せしたいという意向もあったようなんですけど、見せていただきたいと思います。

それで、その30年度のときにですね、この一般会計からの繰入金ですね、どういうふうになっているような、今、見通しなんでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

数字につきましては相当動いておりますので、ちょっと記憶にはありませんけれども。

23年からですね、自主放送は除きまして23年度から運営をしております、その中でやはり加入率とかのこととかを換算しますと、安定運営という部分につきましては、やはり3年、4年はかかるだろうと自分は踏んでおります。

それで、その上に立っての収支見通しということで出していくわけですが、大きなものと致しまして、施設の借入金の返済が大きなウェートを占めておまして、最大1億5千、単年度で1億4千数百万が必要なという部分があります。これは一応過疎債を借り入れておりますので、その元利償還の70パーセントにつきましては、交付税の算入はありますけれども、そのような数字が出てまいります。

従いまして、その残りの3割の部分につきましては、一般会計からの繰り出しというようなことになろうかと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

細かい数字はですね、その事業計画を見せていただいたらある程度見えるんで、もうここからはあんまり細かくはもう突っ込みませんけど。

自分がですね一番ここで言いたいのは何かというと、その公共性があるからといってやみくもに、ただ単にそこに一般会計からの繰り入れをっていうことを考えるというのはですね、どうかなというのはあります。で、この事業自体は、うまくやればですね、副町長が以前答えられましたけど、うまくやれば皆さんからの負担ももしかしたらもらわずに、逆に安くしながら運営をしていける可能性もあるような事業だと、僕はそのように思ってます。

ですから、今5年間のその収支計画を作られているということでありましたので、昨日の藤本議員の中にもありましたけど、本当に加入者を増やしながらか、加入率を上げながらか、そして、この事業の中では例えば民間の会社を巻き込んでいけば、例えばコマース収入であったりとか、いろんなものがですね見込めると思います。で、そういったものはその5年間の、ざっくりのその収支計画もちろんあると思うんですけど、それをさらにブレイクダウンして、各単年度ごとに目標の金額を作って、その目標の金額が収入上で達成できていくのかをですね本当に確認しながら、うまくいけばその調子を伸ばしていけばいいわけですし、もしもいかなかったら、何が原因かっていうのを追究しながら次の年度へ繰り送っていくことをやりながら、この、今、平成30年度までの見通しがどういうふうになっていくのかをですね、もう1回ですね、まあ自分たち議員に渡していただく前にですね、課長の方で、また町長含めて、実際にこの事業計画をですね確認をしていただいて、お見せをいただきたいと思いますが、どうでしょう。そういう形でお見せいただけるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今ありましたようなこともですね勘案しながら、役場内で検討をして、対応したいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

もうこの件についてはですね、今、課長から答弁いただきましたので。

ぜひですね、その一般会計からの繰入金も減っていきながら、また町民がですね、本当に良かったと思えるような、そういったこの事業となるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議長（山本久夫君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

この際、15時まで休憩します。

休 憩 14時 46分

再 開 15時 00分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 15時 01分

再 開 15時 05分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議会運営委員会を開きました。

議会運営委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長（小松孝年君）

ただ今の議会運営委員会についてご報告致します。

日程の変更についてですけれども、会期は変更はありませんが、日程の予定の変更を一部変更するというところで議会運営委員会に諮りました。

そこです、一般質問もだいぶ早くなっておりますので、一般質問は3月16日、明日ですね、金曜日まで終了致しまして、3月19日月曜日の一般質問を省きまして、委員長報告から。それから、委員長報告に対する質疑と討論、採決、閉会という運びになりますのでよろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

委員長の報告のとおりご了承願います。

（異議なしの声あり）

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

12番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

昨日の一般質問で藤本議員から、また、つい先ほどの休憩前には下村議員の方から同じ質問がされておりますので、気持ちと致しましては質問を取り下げても構わないくらいの心境でございますが、せっかくの機会ですので、内容が重複したり、また再確認となる所が多いかと存じますが質問をさせていただきます。

まず、1番目の光ネットワーク関連事業の収支見込みについてでございますが。黒潮町光ネットワークの基盤整備工事も終えまして、ケーブルテレビやインターネット等の各種サービスが開始されております。

現時点での加入状況と、今後の取り組みを踏まえた中長期の収支見込みを問うということで質問させていただきます。

再確認となりますけれども、よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは宮川議員の一般質問の、光ネットワーク関連事業の収支見込みについてのご質問にお答えしたいと思います。

この地震津波対策と情報基盤整備事業は町にとっても大変大きな事業でして、だんだんの皆さんも心配されて、ご質問も重複しております。従いまして、宮川議員からご質問につきましても重複した部分がありますけれども、まあ基本的には第1回目はですね、通告書に基づきましてのご答弁とさせていただきますので、よろしくお願いします。

それで、現時点での加入状況ですけれども、3月6日現在です、告知放送の方が92.7パーセント、戸数に致しまして4,809戸でございます。それから、テレビが37.8パーセント、1,964戸でございます。インターネットが19.2パーセント、995戸となっております。

それで、ご質問後段の方で、中長期の収支見通しということですが。これにつきましては下村議員にもお答

えしたとおり、現在、まあ資料は整理はしておりますけれども、やはり精査も必要と思いますので、精査をしてですね、また、庁内統一も致しまして、議員の皆さんにも提示いたしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

中長期の収支見込みが下村議員の質問で出ておりましたので、あれでしたけども。まあ精査してから出してくれるとのことですので、期待して待っております。

まず、この質問を取り上げた理由と致しまして、まあ工事が動きだしてといたしますか、まあ各戸に光ケーブルを張ったりとか、計画の概要が分かってきた段階ですね、そのときの感じが、収支のバランスが取れるのかというのが第一感に感じたということでございます。

まあ導入目的であります、地上波、地デジ化対策ですね。これはまあ、よしとしまして。そのほかに、光ケーブルを全戸に張ったり、まあケーブルテレビを導入したりということで。ちょっと、まあ私の個人的な思いですけども、それで収支が成り立つのかなというふうな感じも致しました。

それから、まあもう一方の黒潮町を取り巻く状況の1つとして、町の振興計画にも載っておりますけども、財政がだんだんと厳しい方向にいつているという記載がありますけども。その中で、今後実施予定の事業がそのまま計画されると、実質公債費比率ですか。実質公債費比率も高くなり、地方自治体として存続することが危うい状況になることが危惧（きぐ）されているというような文言もありますけども、財務状況とかそういったことに疎い私にとりましては、こういった文言を見ますと、先行きにちょっと不安を感じてしまうところがございます。

まあ、こういった財政状況も踏まえまして、再度質問致しますが。まず、この事業の導入に先立ちまして、収支を考慮した市場の検討を行ったかどうか。それから、まあ現時点でも構いませんけども、加入者の分析を行ったかどうか。まあ例えば、ケーブルテレビでありますと、地デジ化対策の該当者がほとんどだと思いますけれども、それ以外の方がどの程度加入されているか。

また、インターネット、この加入者を見てもみますと、ここのあたりは一般的にNTTの回線を利用されてる方が多いかは存じますが、このNTTのISDNの回線を利用されてる方が、町のインターネットの方へ変更をされているのではないかなというふうに、単純に思うところであります。

また、先ほどの加入状況ですかね、加入率なんかのご説明を受けたわけですけども。そういった現状、その結果で、平成24年度の特例会計を組んでいただいておりますが、繰入金の特例会計によりますと5,575万円繰り入れることになっております。単年度、それぐらいの補てんいいますか、繰り入れが必要ということは大きな額のように感じるところでございます。

せんだってですか、このサービスを利用せずに、テレビとかインターネットを現状利用しているある町民の方から、地デジ化対策部分は別として、この光ケーブル事業で生じる赤字補てんに、私たち、このサービスを利用していない者の税金を充てるのは納得がいけないというようなご指摘がありました。その人の気持ちからすると、同じようなサービスを受けるために既存の会社、既存の放送設備によって受けるサービスのためにお金を払ってると。その上に、ほかのサービスを受ける方たちのために私たちの税金を使うのは納得がいけないというような意味合いでございます。

まあ、いったんちょっとここで切りまして。その住民の声に対してではなくて、先の収支の市場の検討と現状の加入者の分析についてお答えください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

収支のバランスと加入者の分析というところですけども。この事業の趣旨をですね、どうしても答弁といえますか、をさしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

この事業に取り掛かった根本的なところにつきましては、防災対策、それと行政情報の周知対策という分が大きな根幹にあります。

それから、合併後の話でして、平成19年ごろからですね、まあ23年7月24日をもって地デジ化対策も要りますよというような状況にもなっていました。

それから、ブロードバンド・ゼロ地域の解消というようなことも大きなものであります。

それからまた、現在進めております携帯電話の不感地地域の解消。

この4点がですね、大きな柱として対応しておりますので、その点はもうご承知のこととは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、収支ですけども。収支につきましては、20年ごろにも議会の皆さまにもお示しをして、現在そのががですね、収支の公表しておる部分の収支でございます。その部分につきましては、起債の償還等は記入されておりませんが、収支約9,800万くらいだったと思いますが、それで収支がしておるという状況でございます。

まあ議員はですね、まだそのときには議員さんではありませんでしたので、もし、その資料がということでしたらお渡ししたいというふうに思います。

それから、加入率の分析ですけども。まだ、現実問題、そのあたりをようしております。というのは、事業の実施を一生懸命やってきて、まだ自主放送の部分もですね対応しておってですね。先も答えましたけれども、安定運営にはまだ2、3年はかかるだろうという思いをしております。そういう状況の中で、まだ分析まではようしてないというのが現実でございます。

それから、繰入金のお金の話も出ましたけれども。繰入金につきましてはですね、まあ大きなものが起債の償還とか人件費とかいう部分ですので、今後、収支見通しをお示ししながら対応していきたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

事業の何言いますか、トリガーと言うんですかね、トリガー言うたら変ですか。もともと何が目的でという話がありましたけども。まあ一般住民の中には、先ほど申しましたように、その地デジ化対策は、これはもう仕方がない、誰に尋ねても認めるべき事業であると思うというようなことですが。あとの部分については、これはその必要性というところでだいぶ議論が分かれているように思います。まあ今後、加入者の分析も行うと思いますので、そういう中で、また地域の皆さんの声をぜひ聞いていただきたいと思います。

それから、この事業の今後の課題といえますか、私なりに思い付いたことを質問させていただきます。

先ほどの質問の中にもありましたけども、費用対効果の検証として、ケーブルテレビの加入者に対して視聴率。ケーブルテレビを見てるか見ていないかというようなところは、ぜひ検証してほしいと思います。

というのは、今、加入されている方は、ほとんど地デジ化に伴ってテレビが見えなくなる中山間。まあ中山間言うたら失礼、語弊があるかもしれませんが、そういった方も多く入っておろうかと思えます。そういった所で生活されている高齢者が多いかと思えますけども、そういった方がこういった事業を利用するかどうか、ちょっと疑問に感じるところであります。

それから、2 点目はインターネットの関係で、まあ加入促進と経費を減らす経費減を目的と致しまして、まあ私の感覚が古いのかもしれませんが、インターネットのスピードで100 メガというのは、私からするととてつもなく速くてもったいないというような印象が強くなります。必要以上に感じるわけです。

こういうふうな設備投資。それから、それにかかわっているいろんな面で経費がかさんできます。スピードが高くなるほど経費が掛かるのは当然でありますので、そういったことを少しでも軽減させるためにスピードを落として。例えば、今、ここのNTT のサービスのADSL が一般的には速い方だと思いますけども、ADSL 並みのスピードで、例えば8 メガとか10 メガ。それから、速くても30 メガぐらいのスピードでそのランクを設けて、今のNTT のサービス料金より同等もしくは低く設定していただければ、より多くの方の加入が見込められると思うと同時に、その先ほど申しましたように、設備とか、プロバイダ料とか、回線料とかいったものが安くなるのではないかと思います。

まあ参考までに、そのインターネットで申しますと、今、100 メガで4,200 円ですので、すごい、まあスピードに対しては安いわけです。ですけども、今インターネットをこのへんでやっている方から見ると、まあスピードがそれはもちろん速いのには越したことはないですけども。それによって、私の試算でいくと、ADSL の8 メガで割引が掛かったりすると、月々800 円、782 円、800 円弱安くなるという結果が出てますが。そのあたりを住民の方が判断するわけですけども、あまり必要以上のものを。

まあ、そういったものを、スピードを落とすとか、ケーブルテレビの視聴率を検証するとかいった考えはあるかどうか聞かしてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

今、ご提案のありましたインターネットにかんしてのスピードを、2 段階、あるいは3 段階と30 メガぐらいに落としたりかどうかというような話もありましたけれども。まだ、100 メガ1 本でやっておるわけですが、その部分で施設ができてですね、まだ運営が始まったばかりですので、当面はこれで対応していきたいというふうに思います。

今、ご質問のありました、若干遅いがでも住民の皆さんからの多くの声が出てきましたら、まあ検討はしてみたいというふうに思います。

基本的にはですね、この光がなかったら、今ありましたようにADSL という部分です。それでもまた、この中心部と中山間地域とのまた差が出てくるというようなものもありまして、この光をやろうということにしましたので、まあ基本的には、答弁は繰り返になりますけれども、今の施設で対応していきたいというふうに思っております。

費用対効果ということでご心配していただいておりますけれども、この収支を見ていただきましたら、確かに心配される部分もあろうかと思えます。町と致しましては、全体のサービスの一環というふうに考えてお

りますので、そのあたりですね、またご理解を願いたいというふうに思います。

以上です。

(議場から何事か言う者あり)

(議長から「答弁漏れ」との発言あり)

抜かっておりましたが。

視聴率の検証ということですが、まあ、これにつきましてもですね、今後の対応とさせていただきますと思います。

議長 (山本久夫君)

宮川君。

12 番 (宮川徳光君)

まあ概要といいますか、執行部の考えは分かりましたけども。何かやっぱり、私、個人的かもしれませんが、すごいもったいないことをやってるとい、その感はぬぐえません。そういう感じがあるということだけ申し添えて、次の質問に移らせていただきます。

2 問目は、観光客の現状と今後の取り組みについてということで質問させていただきます。

旅館業を営んでいる方から、近年、宿泊客がだんだんと少なくなっている。特に、修学旅行については、ここ 2、3 年は宿泊なしの状態となっているとの声をお聞きします。また、ホエールウォッチングにかかわっている船主の方からは、ウォッチングのお客さまが減ったので、やめようと思っているということでありました。

近年の、町への観光入り込み客。また、修学旅行の宿泊客やホエールウォッチング等、観光客の推移と、それらに対する今後の取り組みを伺います。

よろしくお願いします。

議長 (山本久夫君)

産業推進室長。

産業推進室長 (森下昌三君)

それでは通告書に基づき、宮川議員の観光客の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答え致します。

まず、黒潮町の観光の状況についてお答え致します。

観光客の町内入り込み客状況については、ゴルフ場や各施設への入り込み数を含めた延べ人数が平成 23 年は 57 万 9,000 人となっており、合併した 5 年前の平成 18 年と比較すると、平成 18 年が約 50 万人で、7 万 9,000 人くらい、やや増えている傾向です。状況的には、もどりガツオ祭や、わら焼きタタキ作り体験。また、黒潮一番館への入り込み客などのカツオ関連は増加傾向で、その他の施設についてはほとんど横ばいで推移していると思われます。

議員ご質問の、修学旅行の宿泊やホエールウォッチングの状況についてですが。修学旅行については、ここ 5 年間のデータでちょっとご説明をさせていただきます。

まず、受け入れ学校数なんですが、平成 19 年度 16 校、20 年度が 20 校、21 年度が 21 校、22 年度 25 校、23 年度が 18 校となっております。

また、それにかんする受け入れ生徒数ですが、平成 19 年度 1,949 人、20 年度 2,043 人、21 年度 1,788 人、平成 22 年度 2,788 人、平成 23 年度 2,000 人となっております。

また、その修学旅行にかんする宿泊人数ですが、平成 19 年度が 252 人、平成 20 年度 322 人、平成 21 年度が 245 人、平成 22 年度 169 人、平成 23 年度 61 人となっております。

また、その修学旅行の関係のホエールウォッチングの体験者数ですが、これは生徒が乗った数ですが、19 年

度 568 人、平成 20 年度 429 人、平成 21 年度 156 人、22 年度 227 人、平成 23 年度 183 人という状況になっております。

ここ 5 年間の町内の推移は、年間 20 校前後で 1,788 人から 2,788 人の生徒を受け入れています。

また、旅行の内容については、近年は体験教育旅行が主流となっており、タタキ作りや、釣り、天日塩作りなどの体験が行われています。ホエールウォッチングについても体験メニューに組み込まれており、平成 19 年度は 568 人が乗船し、以下、下降気味となって、平成 23 年度は 183 人に減っています。

宿泊については、体験教育旅行が主体で民泊の要望が強くなっており、町内での宿泊については、民宿についてわずかに受け入れがあるぐらいで少なくなっています。また、幡多広域観光としてもこの状況に対応すべく、幡多郡内の各地域で最低 40 名くらいの宿泊可能な民泊組織のシステムの構築を図っているのが現状です。

ホエールウォッチングの乗船数についてですが、ここ 5 年間の乗船数は、大方、佐賀合わせて、平成 19 年が 2,552 人、20 年 2,943 人、21 年 2,476 人、平成 22 年 1,969 人、平成 23 年 1,508 人となっています。先ほどの体験での乗船も含んだ数になりますが、昨年の 23 年は 1,508 人の乗船で、5 年前の 19 年は 2,552 人で、比較すると約 41 パーセント減の 1,044 人となっており、ピーク時の平成 7 年の 2 万 1,154 人。これは大方、佐賀合わせた数字ですが、と比較すると、大きく減って 93 パーセント減となっております。これが現状となっております。

とりわけ、県内ホエールウォッチングの元祖でもある町遊漁船主会も危機感を持って、先の総会で、本年 24 年は今までにない対応で集客の増加に向けて取り組みを強化していくこととしています。町としては、現在も首都圏や関西方面への修学旅行誘致やスポーツ誘致、また観光イベントなどでの PR 活動にも積極的に参加して集客に取り組んでおります。

また、合宿などの宿泊については、黒潮町アマチュアスポーツ合宿支援事業助成金制度なども本年より制度化して、宿泊事業者の支援を実施しているところです。今後も、集客、誘致に向けては、一般社団法人幡多広域観光協議会や NPO 砂浜美術館など関係機関と連携して、交流人口の拡大増加につながるよう観光振興を図っていきたいと考えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

近年の 5 年間ですか。大体、入り込み数とか修学旅行関係含めて教えていただきましたけども。

その、私の今教えていただいた内容からしましたら、その前の 18 年から 14 年ぐらいは、まだもう少しといえますか、多かったような気がするんですが。順調という言葉は、これは不適切だと思いますけども、だんだんと減ってきているように見えます。ここのあたりの要因をどういうふうに見ているか。

また、先ほどの中で修学旅行の宿泊客数を教えていただいたんですが、この方たちは全員が民泊ということなんでしょうか。

あと、その 2 点についてちょっと教えてください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

ご答弁の中でもお答えさせていただきましたが、その体験教育旅行というのが主体になってきておりまして、

一度にその40人ぐらい幡多郡内で泊まれるような地域を幡多広域観光の方が構築して、実際にやられている所もあります。そういうことがあって、そちらの方へまた行くと。

それと、民泊以外に泊まる時には、ある程度その一括した宿泊所といいますか、その生徒が1カ所で宿泊できるようなことが、管理する側といいますか、先生側にしたらそっち方面の方に行かれまして、足摺とか旧中村市の方で泊まられることが多くなります。

それと、全員民泊かということですが。民泊と、一部、青少年の家とか。あと、その蜷川の方のであいの里ですが、そういう所で泊まられているのがほとんどです。

(宮川議員から何事か発言あり)

(議長から「減少の要因についていうこと。宮川さん、今答弁したで」との発言あり)

(宮川議員から「した」との発言あり)

(議長から「うん。体験型が多くなったために少なくなったという答弁はありました」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

宮川君。

12番 (宮川徳光君)

どうも私が聞き漏らしていたようで申し訳ありませんでした。

(議長から「どうぞ続けてください」との発言あり)

はい。確認ですけれども、体験型になったために修学旅行生が減ってきたという。修学旅行生自体は減ってきてはいないがですかね、増えてるがですかね。

議長 (山本久夫君)

産業推進室長。

産業推進室長 (森下昌三君)

実人員では、その5年間では大体横ばい、先ほど言いました数字ですが。

ただ、町内ですとね、宿泊は少なくなっておりますけれども、いろんな体験ができるようになっております。その中で、その各体験でまとめた人数というのがありますが、23年度には延べ3,407名がいろんな体験をされておまして、まあ当然、先ほども言いましたように、カツオのわら焼きタタキ体験とかビーチコーミング。それには、ホエールウォッチングも含まれておりますが。

また、中山間の所ではケーキ作りとか、まあ日常の生活しているようなことも体験になっているというような状況です。

議長 (山本久夫君)

宮川君。

12番 (宮川徳光君)

どうもありがとうございました。

まあ佐賀のカツオなんかはすごい成功して、今だいぶ修学旅行とか観光客の呼び込みがされてるようで、まあ、このまま続けていってほしいと思うとともに、ウォッチングなんかを。またクジラが、聞きますと、あのクジラが沖合の方へ、今近くの方へ寄ってきてくれないというような現象もあるようでございますが、まあ、ぜひとも。

かつては1万8,000人とかいうようなお客さんを乗せたことがあるそうですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

あと、このいろいろな対策といいますか、観光関係の事業は砂浜美術館の方へ一貫して委託されてると思い

ますけども。こういった観光産業とかいったものは、なかなか土木とかそういったほかの事業と違いまして、目標の設定とかがかなりあいまいと申しますか、難しいと申しますか、そういったことで費用対効果と申しましても、なかなか見えにくい面があるとは思いますが、何言いますか、その今後の取り組み。

まあ主に、まあ例えばですね、先ほど言いましたように、土木であればこういうものを造りたいとかいうことがありまして、ある程度、形の見えた設計図とかいうようなものがありますけども。

町から砂美なんかへ委託する場合ですね、こういった形で委託されているのか、そのへんをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

砂浜美術館の委託についてですが、砂浜美術館の委託については、昨年も1,000万円のご予算をいただきまして、Tシャツアート展、シーサイドギャラリーなど、いろいろ取り組まさせていただきました。

その中で特にですね、観光推進業務の中でスポーツ誘致というようなことで、町外の方にも一部その取り組みを委託して情報をいただいて、その都市部の方からそのスポーツ選手のお話をいただいたりとか、それからまた、大学、高校などのこちらでのアマチュアのキャンプになりますけど、そういうものをご紹介したりしていただいて宿泊につなげているというようなこともあります。

それで、去年はサッカーなんかすごい盛大にやってくれまして、地元のサッカー選手も来てスポーツイベント、それからいろんな講演、また、ファイティングドッグスなどでにぎわっておりますが、その、今ご質問にありましたように、ホエールウォッチングがちょっと衰退気味です。宿泊にかんしてはそちらの方で力を入れて、もっと宿泊数を伸ばしていきたいというふうに考えております。

また、砂浜美術館の方については、今年、23年の来場者数というのをある程度。ある程度と申しますか、数字を出してきております。それで、まあホエールウォッチングを含む数字で3万5,217人という数字になっておりますが、この事業でやってもらっている内容で来られた観光客が。それを、波及効果というのがありますが、計算の方法があります。それで計算を私なりにしてみますと、直接効果の推計というのがありまして、これが1億500万ぐらいなると申します。それと、二次波及効果と言いまして、それに不随して、いろんなガソリンスタンドとか、また、その直販所に出してる野菜が売れたというような分まで入るわけですが、1億6,590万の推定をしております。

というように、かなり砂浜美術館の方もいろいろ頑張ってください、その委託料に見合う以上のことをやってくれてると思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私も砂浜美術館につきましては、実感として頑張ってくださいとは思っております。

まあ、大きな委託費いいですか、お金が動くわけですので、より一層、地元の町民のために指導をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

次の質問者、亀沢徳昭君。

5 番（亀沢徳昭君）

議長の許しがありましたので、質問をしていきたいと思えます。

私はこれまで町の活性化には、やはり一次産業の活性化が重要な位置を占めているという考えの下に、今まで六次産業化、あるいは人材育成を取り上げて質問をしてきたところです。

今回は、通告書にある黒潮印の商品開発について質問をします。

これについては、町の第1次黒潮町総合振興計画の中に第5章として、シンボルプロジェクトの冒頭にですね、このように書かれています。

新しく誕生した黒潮町の知名度はまだまだ低いですが、海流、黒潮は誰でも知っている。その黒潮のネームバリューと、南国の海・里・山で取れる良質で豊富な一次産業の生産物を生かして、これから10年間の間に、黒潮町産品ブランド、黒潮印の商品を確立するというふうに冒頭で述べられています。

今議会にも町が提示した当初予算案の中でも、黒潮印の特産品開発に取り組むため、農産物加工施設設備。あるいは、原料供給、製造加工、販売ビジネスの展開を行う事業予算として、昨年度、23年度と同様の額を計上しております。

そこで、まず最初に、この黒潮町のさしすせそという計画について、その商品開発の進捗状況と、それに行政がどのようにかかわってきたか。また、今後どのような取り組みを展開していくのかを、まず併せて伺いを致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づき、亀沢議員の黒潮印の商品開発についてご質問についてお答え致します。

議員もおっしゃられてましたとおり、第1次黒潮町総合振興計画のシンボルプロジェクトとして、黒潮印の商品開発が掲げられています。計画期間が20年から29年ということで、黒潮印の商品は食品だけでなく、非食品、観光や歴史、文化、教育、イベント参加、企画販売、コンサルティングなど、黒潮町が外貨を獲得できる可能性のある商品の総称であると思えます。そのために、NPO 砂浜美術館と特産協が協働して、黒潮印の商品販売を積極的に外販していくためのインターネット販売サイト、すなびてんぼ。これは、砂浜美術館の知名度を生かした販売チャネルの1つで、ウェブ上の販売サイトです。の運営を4月から行うべく準備を進めているところです。

すなびてんぼでは、町内のあらゆる生産者や関係者と連携し、町内産品を取り扱う商社としての機能を発揮させる予定です。新たに開発された商品だけでなく、以前からある黒潮町産品も発掘し、外に向けて情報発信をしていくことで、すなびてんぼに来れば黒潮町のものが何でも買うことができる仕組みとしたいと考えています。

運営は、主に形のある商品の特産協が。形のない商品を砂浜美術館が受発注と決済、管理を行う予定です。なお、砂浜美術館および特産協それぞれでも販売の仕組みは持っていますので、それらはこれまでどおりで継続されます。

また、さしすせそ計画は天然由来の基本調味料であり、砂糖、塩、酢、しょうゆ、みその重要性を見直し、黒潮町で生産されるそれらのさしすせそを日常生活で積極的に使う。さらに、それらを使った新たな加工品を創出することを目的に、22年度に計画を立てたところです。従って、さしすせそ計画は、黒潮印の商品の中でも食品に限った考え方であり、それに基づく計画となります。

さしすせそ計画に基づき、23年度新たに誕生した商品としては、黒糖かりんとう、黒糖甘酢漬けラッキョウ、卵かけ専用塩、エシャロットソース、カタクチイワシの魚醤、キビナゴの魚醤、天日塩を使った漁師特製干物などがあります。

また、商工会では、町内5業者と連携し、黒潮町のさしすせそ食品を活用した特産品開発研究事業、全国商工会の補助事業を23年度に実施しました。その結果、5業者で合計で16品の加工食品を試作致しました。それらの中から、首都圏での市場調査や試食会を実施に向けた結果、各事業者が1品の最終候補商品を決め、今後の量産化に向けて取り組む予定になっています。

このように、徐々にではありますが、黒潮印の商品開発計画、加工食品を積極的に送り出そうとするさしすせそ計画は進みつつあると感じていますが、現在のところ、黒潮印商品、ないしは、さしすせそ商品を認定する基準や仕組みができておらず、また、さしすせそ商品として統一的なブランドイメージとなるシンボルマークやデザインが策定されておりません。それらへの取り組みが今後は必要だと考えます。そのため、24年度予算において黒潮印ブランドを認証する委員会の設置、ブランド化を目指すためのパッケージやイメージデザインの制作を予定しているところです。

また、一次産業を基本にした加工販売まで取り組む六次産業化へのアプローチは多様であり、事業者ごとにその必要性が異なります。それらへの支援策を特定することはニーズとの不一致を起し、非効率であると感じています。事業者の状態や時代、予測しないチャンスを的確につかみながら生かすことで、その費用対効果を向上させるためにも支援の内容や支出費目を特定しない産業推進支援策が求められると考え、食品加工と外販に向かう人をあらゆる面から支援するための施策として、24年度予算に係る予算を計上致しました。

この事業で想定する支援策としては、販路拡大、販売促進、商品のブラッシュアップ、デザイン、専門家からの指導、助言、技術指導、経営指導、新商品開発、ネット販売などソフト事業を対象とし、備品購入などのハード事業は対象としない方針です。

以上のような事業を積極的に活用することで、黒潮印の商品開発や、さしすせそ加工食品に取り組んでいただけの人材が多数生まれること。さらに、そこから大都市の上級量販店でも十分通用する商品を誕生させる取り組みに、官民一体となって取り組まなければいけないと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

ただ今の答弁は、非常に私としては120パーセントの答弁と思っております。というのは、次に質問をしようとする内容まで突っ込まれてですね、何を質問していいかというぐらい詳しく質問を答えてくれたわけですが。

その、今言った、さしすせその部分はですね、その計画書の中にさしすせそ計画ということで前半部分に書かれておる、いった部分を言ってるんじゃないかと思えます。で、後半の部分についてですね、ここで、いわゆる今度ら、一本釣りカツオの部分が書かれております。で、後半部分では一本釣りカツオのブランド化を図ることが町の活性化にとって重要である。そのためには、高品質、高鮮度のカツオを統一したブランドで消費者に提供するシステムの構築が必要であると、うんぬんとありまして。最後にですね、日戻りカツオなどのあまり知られてない漁師町の味を黒潮町のさしすせそと併せて提供するサービスを官民協働の取り組みにより整備し、カツオを食うなら黒潮町という地域そのものをブランド化するプロジェクトとする。いうふうに結んでおるわけですが。

これ、先ほど答弁の中にありましたように、いわゆるこれは前から僕が言ってる六次産業化を表したものであるというふうに僕はとらえておりますが、そのカツオの部分についてももう少し詳しくお答えを願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

カツオの部分で、日戻りガツオということですが、日戻りガツオについては、日戻りガツオというブランドです。もう商標登録を平成21年にやっております。それで、日戻りガツオについては、町内の飲食店、それから四万十市、四万十町、そういう所で、日戻りガツオについては、佐賀港で揚がったカツオについて、その日のうちに食するというので、近隣の飲食店で販売促進をしております。

先ほど議員から言いました六次化ということではないですけど、そういうことで、生のカツオということで、現在、日戻りガツオということで、タグを付けたり、シールを付けたりということで販売促進をしております。まだ、そういうふうに売り出しておりますけど、日の目というか、周知の方がまだできていないのが現状です。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

非常に質問がしにくくなってきてるわけですが、

次に質問予定としてはですね、いわゆるその黒潮印の、いわゆるこれは商標登録と思いますが、これの進み具合をもう一度聞かしてもらいたい。大体いつごろまでにこの登録ができるのかということ。

まあ一応、予算としては挙げてるようですので、その方法と、大体いつごろまでにこの登録ができるかということをお教えしてもらいたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは黒潮印についてお答えしたいと思います。

この黒潮印をですね、まあ登録しようということで考えておりましたが、先に登録されておまして、このままでの登録はですね、できないということになりました。

それで、まあ今後そのことをですね、どのように対応していくかということをお今検討中でございまして、いつまでにどうこうするということはまだ持ち合せておりませんが、現在はまあそんな状況です。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

非常に時間は余っておりますけれど、あまりにも執行部の答弁が良かった関係上、これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 16時 15分